

五ヶ瀬町こども計画

令和7年度 ▶▶▶ 令和11年度



第3期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画、
子ども・若者計画、こどもの貧困対策計画を含みます。

令和7年3月
宮崎県 五ヶ瀬町

はじめに

本町では、平成 27 年 3 月に第一期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画、令和 2 年 3 月に第二期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもたちが元気にすくすくと育ち、親が子育てを楽しめるまち」を基本理念として、幅広い子ども・子育て支援施策を展開してまいりました。



急速な少子高齢化が進行する中、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、家族間や地域の中でのサポートが減少するなど、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

国は、こども政策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和 4 年 6 月に制定（令和 5 年 4 月施行）するとともに、令和 5 年 4 月には、これまで分散されていたこどもや家庭に関する施策を一元化し、より効果的な支援を提供するために「こども家庭庁」を設置しました。さらに、同年 12 月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく 3 つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」を策定しました。こどもの権利を守り、すべてのこどもが健全に成長できる社会の構築に向け、こどもの貧困解消、虐待防止、教育環境の整備に加え、デジタル時代に対応した学びの場の提供や、こどもたちが安心して過ごせるコミュニティづくりに重点が置かれています。

この度、国から示された策定指針に則り、「こども計画（第 3 期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画、こども・若者計画、こどもの貧困対策計画を含む）」を策定しました。これまでの計画で取り組んで参りました成果と課題を点検・評価したうえで、地域全体でこども・若者を見守り、育てていくこと、そして家庭を支えていくことが、未来を担うこども・若者の健全育成や地域社会の活性化につながるとして、基本理念を「みんなでこどもを守る・育む・支えるまち」といたしました。

家庭や地域、教育・保育関係機関、事業所等と連携しながら、社会全体で、こどもと子育てに関する施策をより一層円滑に推進するため、町民の皆様には、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただいた「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた児童・生徒の皆さんやこどもを持つ保護者の方、関係機関・団体の皆様に貴重なご提言をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の策定体制.....	4
第2章 こども・若者を取り巻く状況.....	5
1. 五ヶ瀬町の状況.....	5
2. アンケート調査.....	12
3. 関係団体へのヒアリング調査.....	32
4. 第2期計画の進捗状況.....	36
5. 五ヶ瀬町の課題と今後の方向性.....	40
第3章 基本的な考え方.....	44
1. 基本理念.....	44
2. 基本目標.....	45
3. 施策の体系.....	46
第4章 取組内容.....	47
基本目標1 こども・若者の権利を守ろう.....	47
基本目標2 こども・若者を地域で見守ろう.....	49
基本目標3 すべてのこども・若者の幸せな暮らしをつくろう.....	52
基本目標4 誕生前から幼児期までの支援.....	55
基本目標5 小中学生への支援.....	61
基本目標6 高校生・若者への支援.....	64
第5章 事業計画.....	67
1. 教育・保育の提供区域の設定.....	67
2. 子ども子育て支援給付.....	68
3. 教育・保育事業の見込み・確保方策.....	70
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策.....	73
第6章 計画の推進体制.....	79
1. 計画の推進体制.....	79
2. 進捗管理.....	80
資料編.....	81
1. 五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例.....	81
2. 五ヶ瀬町子ども・子育て会議委員名簿.....	83
3. 策定経過.....	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子化対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これに基づき、地方自治体は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育の提供や家庭や地域の実情に合わせた子育て支援施策を推進してきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中で、児童虐待やこどもの貧困、ひきこもりなど、子ども・若者に関する課題は増加しています。また、地域社会とのつながりの変化や共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境は複雑化しており、既存の子ども・子育て支援では対応が難しい課題が増加しています。

そのため、国では、令和5年4月に「こども家庭庁」を設立し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」を施行しました。また、同年12月には同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべての子ども・若者が健やかに成長し、幸せに生活することができる「こどもまんなか社会」を目指すもので、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

五ヶ瀬町（以下、「本町」という。）でも、令和2年度に「子どもたちが元気にすくすくと育ち、親が子育てを楽しめるまち」を基本理念とした「第2期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子育て支援サービスの拡充に向けて取り組んできました。

第2期計画が令和6年度で計画期間が満了となることから、近年のこどもに関する国や県の動き、こどもを取り巻く状況、第2期計画の進捗状況を踏まえて、すべての子ども・若者が健やかに育ち、こどものいる家庭の暮らしを支援するため、「五ヶ瀬町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

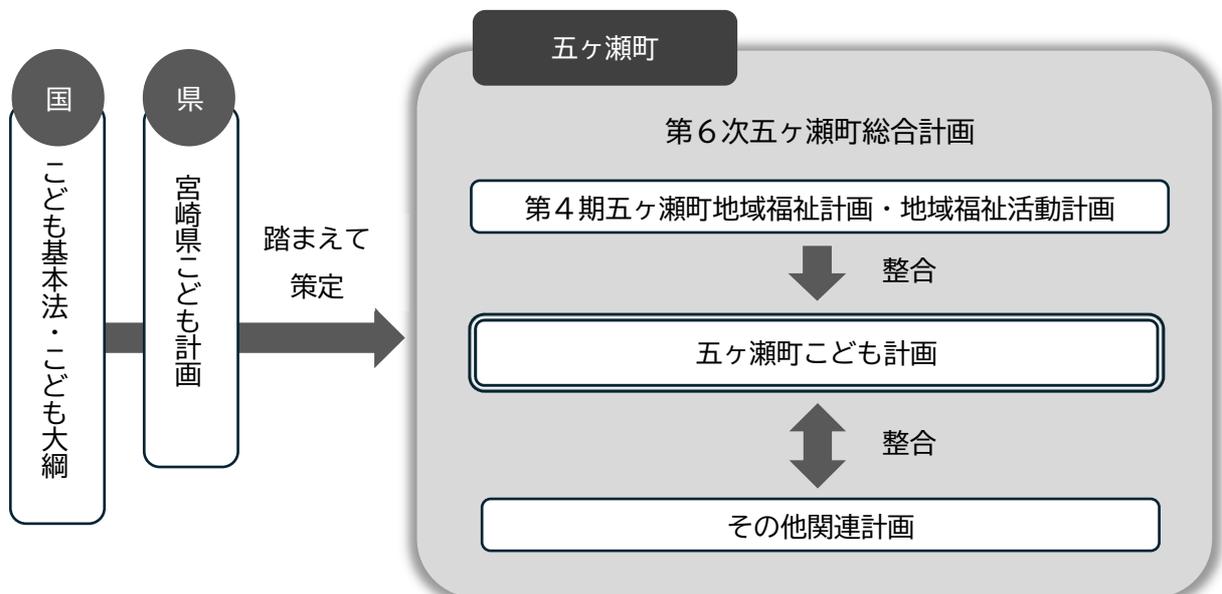
- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- (2) 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- (3) こどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定）

(参考) こども基本法第10条（市町村に関連する項目を抜粋）

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

加えて、本町の最上位計画である「第6次五ヶ瀬町総合計画」及び福祉分野の上位計画である「第4期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、関連する個別計画との整合性を図り、国の「こども基本法・こども大綱」、宮崎県の「宮崎県こども計画」を踏まえて策定します。

■計画の位置づけのイメージ図



3. 計画の対象

本計画の対象はこども（おおむね18歳まで）及び若者（おおむね18歳から30歳未満、施策によっては40歳未満）と子育て当事者とします。

0～5歳	6～12歳	13～おおむね18歳	おおむね18～29歳	30～39歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども				
			若者	

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

令和2～6年度 2020～2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030
第2期計画	五ヶ瀬町こども計画					次期計画

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

こどもを持つ保護者の子ども・子育て支援サービスの利用状況や利用意向、こども・若者の生活状況や意見を把握するため、就学前児童と就学児童の保護者、中学生、こども・若者世代（16～39歳までの町民）を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 関係団体へのヒアリング調査

運営に関する現状や課題、今後の意向等を把握するため、町内の教育・保育サービスや子育て支援等を実施しているこどもに関する団体を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

(3) 五ヶ瀬町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、専門的意見を反映させるため、学識経験者、教育・保育関係者、地域の子育て関連団体関係者等で構成する五ヶ瀬町子ども・子育て会議において会議を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和7年2月3日～2月14日において、パブリックコメントを実施し、町民からの意見を踏まえて策定しました。

第2章 こども・若者を取り巻く状況

1. 五ヶ瀬町の状況

(1) 人口・世帯の状況

■年齢3区分別人口の推移

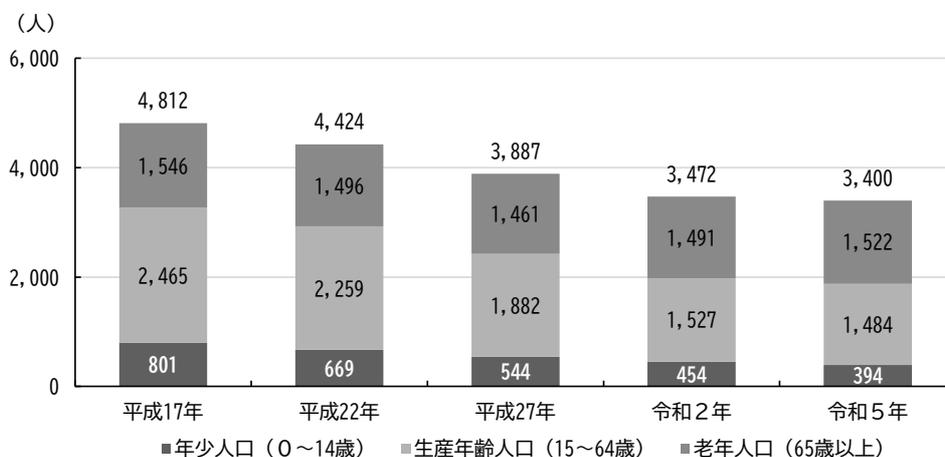
本町の総人口は、平成17年の4,812人から、令和2年の3,472人と15年間で1,340人減少しています。また、直近の住民基本台帳人口では、3,400人となり、総人口は減少を続けています。年齢3区分別に人口をみると、年少人口と生産年齢人口は平成17年以降、減少を続けており、老年人口は平成27年以降、微増傾向にあることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
総人口	4,812	4,424	3,887	3,472	3,400
年少人口(0～14歳)	801	669	544	454	394
構成比	16.6%	15.1%	14.0%	13.1%	11.6%
生産年齢人口(15～64歳)	2,465	2,259	1,882	1,527	1,484
構成比	51.2%	51.1%	48.4%	44.0%	43.6%
老年人口(65歳以上)	1,546	1,496	1,461	1,491	1,522
構成比	32.1%	33.8%	37.6%	42.9%	44.8%
年齢不詳	0	0	0	0	0

<年齢3区分別人口の推移>



資料：国勢調査(平成17年～令和2年)、住民基本台帳(令和5年9月末)

■一般世帯数の推移

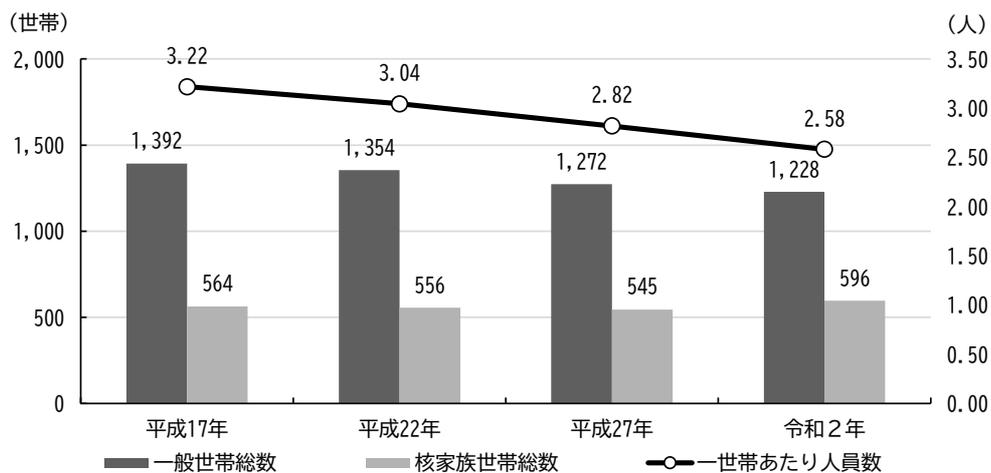
本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は減少しており、令和2年で1,228世帯となっています。核家族世帯総数の中では、夫婦のみと男親と子ども、女親と子どもの世帯が増加しています。一世帯あたり人員数は減少しており、令和2年で2.58人となっています。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単身世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯総数						親族世帯 その他の			
		夫婦のみ	子ども 夫婦と	子ども 男親と	子ども 女親と						
平成17年	1,392	1,114	564	265	220	9	70	550	0	278	4,478
平成22年	1,354	1,047	556	256	198	15	87	491	5	302	4,121
平成27年	1,272	955	545	260	180	21	84	410	2	315	3,586
令和2年	1,228	909	596	299	186	24	87	313	7	312	3,171

<一世帯あたり人員数の推移>



資料：国勢調査

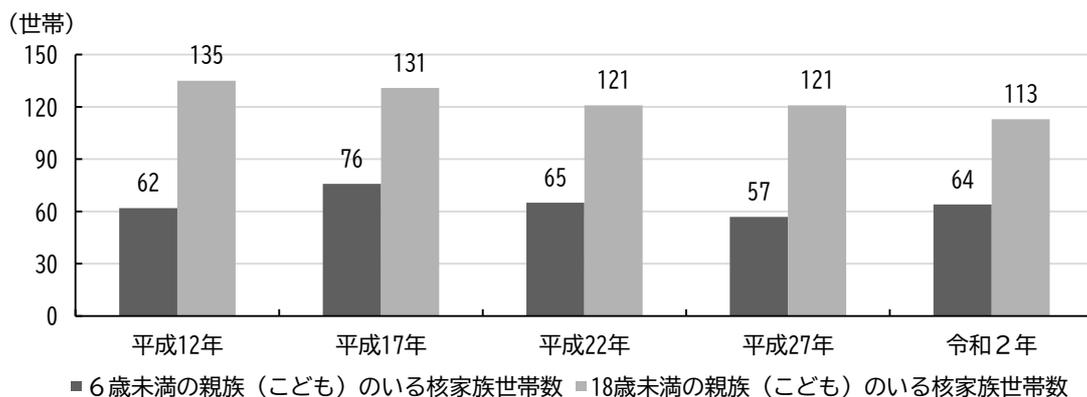
(2) 子どもと家庭の状況

■ 6歳未満、18歳未満のこどものいる核家族世帯数の推移

6歳未満のこどもがいる核家族世帯数は、平成17年に76世帯となり、その後減少していましたが、令和2年に再び増加し、64世帯となっています。

また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯数は減少傾向にあり、令和2年では113世帯となっています。

<6歳未満、18歳未満のこどものいる核家族世帯数の推移>

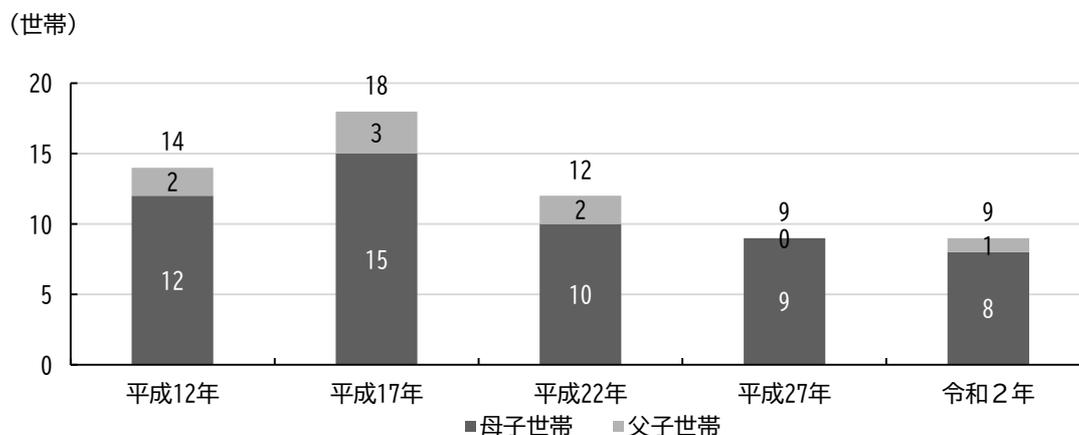


資料：国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(18歳未満のこどもがいる母子世帯・父子世帯)は平成17年以降減少しており、令和2年では母子世帯が8世帯、父子世帯が1世帯となっています。

<ひとり親世帯数の推移>



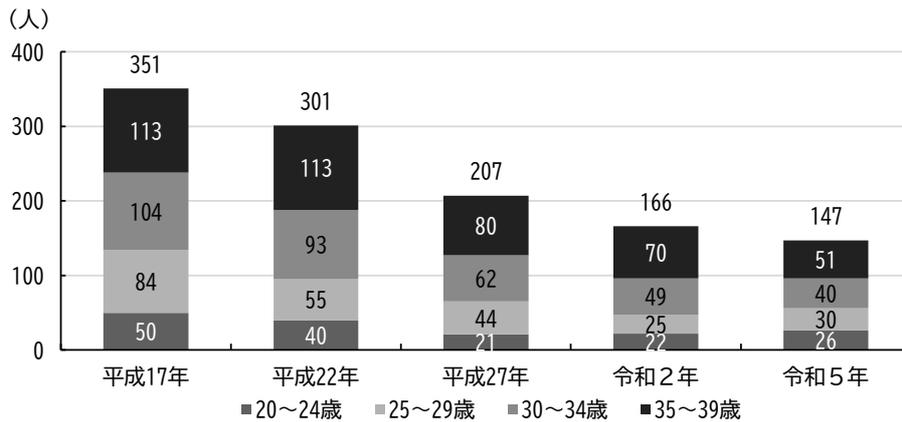
資料：国勢調査

(3) こどもの出生、婚姻及び就労の状況

■20歳代、30歳代の女性人口の推移

20歳代、30歳代の女性人口は平成17年以降、減少を続けています。直近の令和5年では、各年代人口は平成17年の約半数となっています。

<20歳代、30歳代の女性人口の推移>



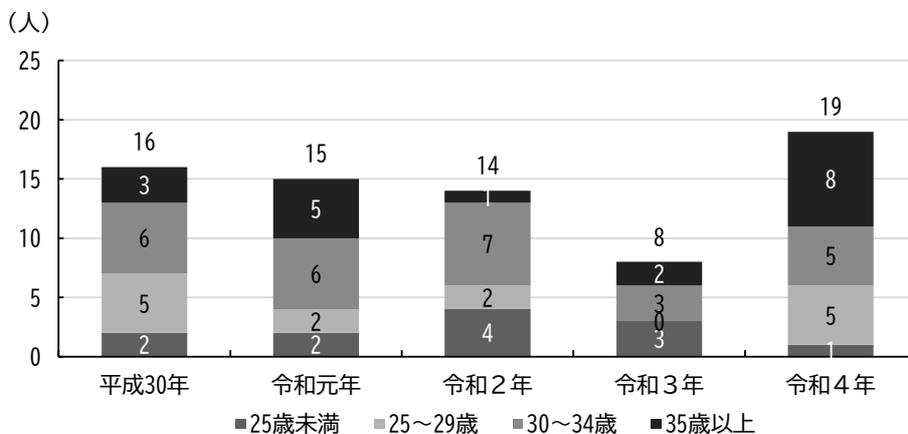
資料：国勢調査（平成17年～令和2年）、住民基本台帳（令和5年9月末）

■母親の年齢別出生数の推移

出生数は令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年に増加し、19人となっています。

母親の年齢別出生数は、25歳未満の出生数が減少傾向にあります。しかし、母親の年齢が35歳以上の出生数は増加しており、令和4年で8人となっています。また、各年、母親の年齢が30歳以上の出生数が、母親の年齢が30歳未満の出生数を上回っています。

<母親の年齢別出生数の推移>

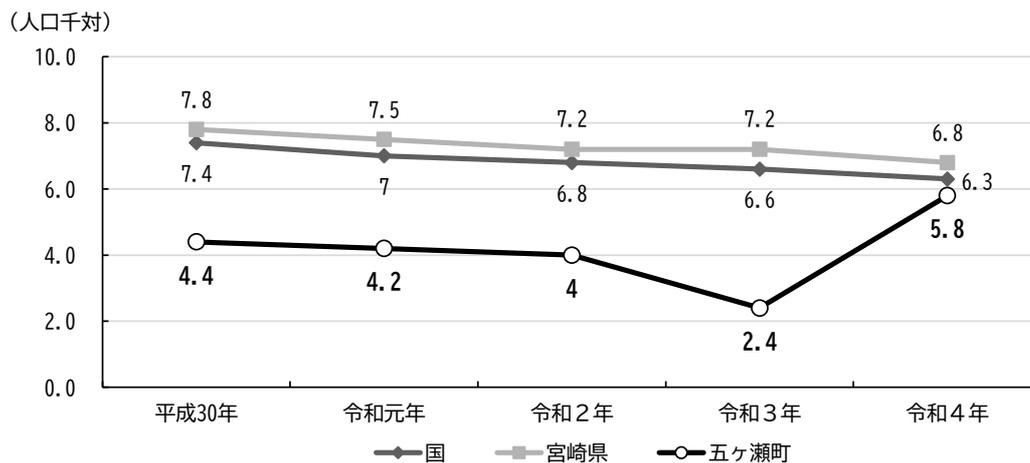


資料：宮崎県衛生統計年報

■出生率の推移

出生率は各年において、国・宮崎県よりも低く推移しており、減少傾向にありましたが、令和4年に5.8まで増加しました。

<出生率の推移>

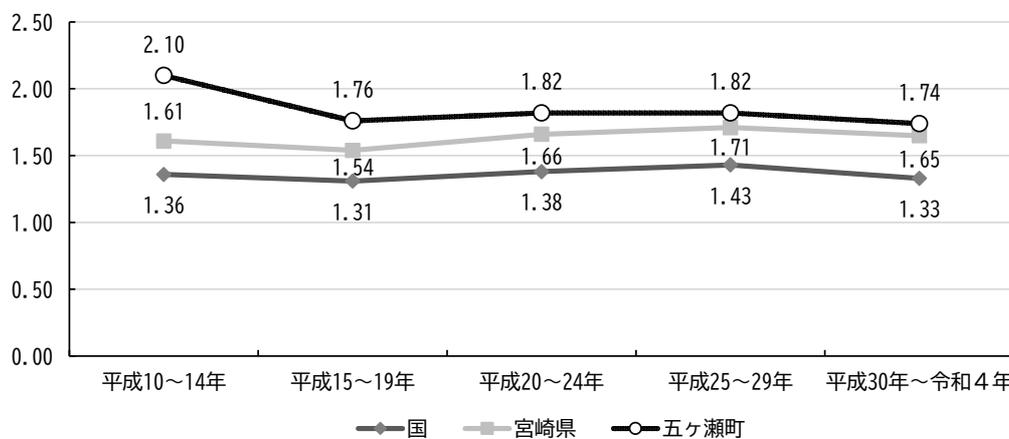


資料：宮崎県衛生統計年報

■合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国・宮崎県よりも高く推移しています。平成15年以降、合計特殊出生率は2.0を下回り、平成20年以降はやや減少傾向にあります。

<合計特殊出生率の推移>

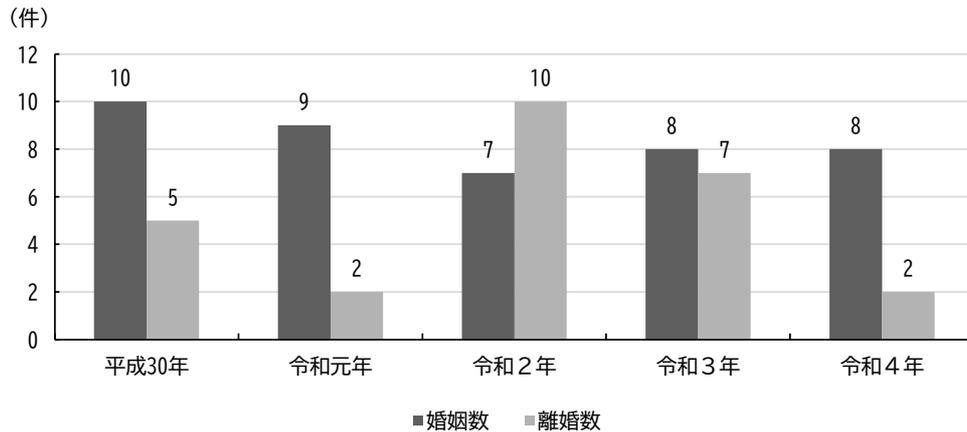


資料：人口動態統計特殊報告

■婚姻・離婚数の推移

婚姻数は、増減はありますが、令和4年で8件となっています。離婚数は令和2年以降減少し、令和4年は2件となっています。

<婚姻数、離婚数の推移>

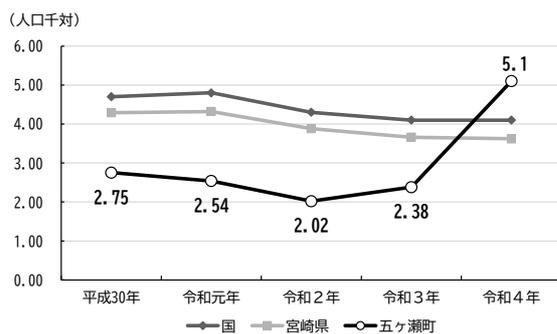


資料：宮崎県衛生統計年報

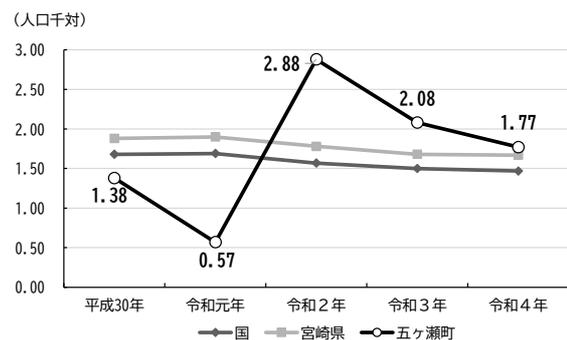
婚姻率は、国・宮崎県と比較すると、令和3年まで低く推移していましたが、令和4年には国・宮崎県を上回る5.1となっています。離婚率は、国・宮崎県と比較すると、令和元年まで低く推移していましたが、令和2年以降は国・宮崎県より高く推移しています。

<婚姻率、離婚率の推移及び国、宮崎県との比較>

【婚姻率】



【離婚率】

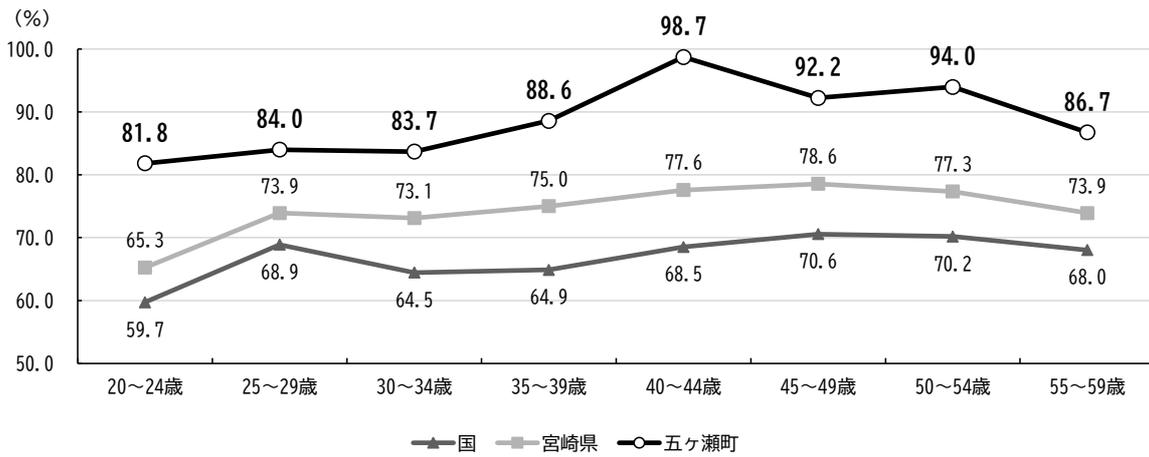


資料：宮崎県衛生統計年報

■女性の就業率の推移

本町の女性の就業率は、国・宮崎県と比較すると、すべての年代で上回っています。20～40歳の女性の就業率は、30～34歳でわずかに減少していますが、増加傾向にあることから、結婚・出産期における女性の就業が進んでいることがわかります。また、40歳以降の就業率が高く、40～44歳で最も高い98.7%となっています。

<女性の就業率の推移>



資料：国勢調査（令和2年）

2. アンケート調査

(1) 調査の実施概要

本計画の基礎資料とするため、以下の調査を実施しました。実施した調査の中から、主な結果を掲載します。

■調査対象及び調査方法

調査種別	調査対象	調査方法	調査期間
就学前児童保護者	五ヶ瀬町在住の 就学前児童の保護者	保育所及び郵送による 配布・回収	令和6年3月21日～ 4月24日
就学児童保護者	五ヶ瀬町在住の 就学児童の保護者	小学校による配布・回収	
中学生	五ヶ瀬中学校1～3年生	中学校による配布・回収	
こども・若者	五ヶ瀬町在住の16～39歳	郵送による配布・回収 (Web上での回答も併用)	令和6年8月6日～ 9月3日

■回収数・回収率

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	73件	47件	64.4%
就学児童保護者	75件	64件	85.3%
中学生	68件	65件	95.6%
こども・若者	200件	64件	32.0%
合計	416件	240件	57.7%

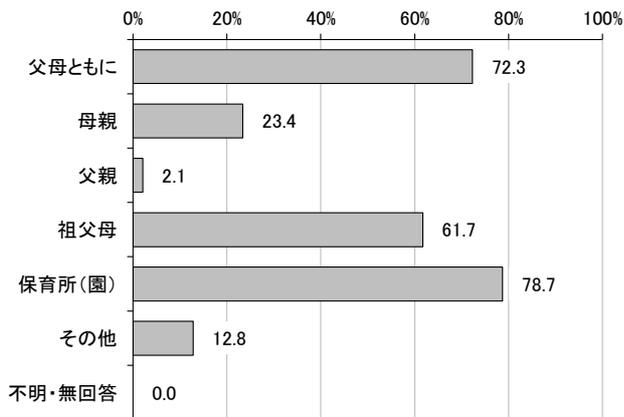
(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査

■ こどもの育ちをめぐる環境について

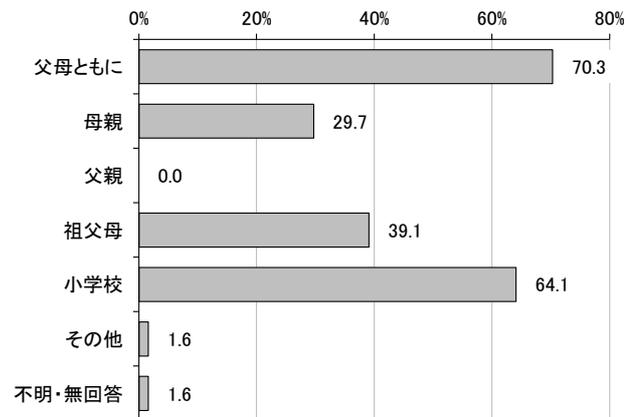
① こどもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方

就学前児童では「保育所（園）」が78.7%と最も高くなっています。次いで「父母ともに」が72.3%となっています。就学児童では「父母ともに」が70.3%と最も高くなっています。次いで「小学校」が64.1%となっています。

<就学前児童保護者（n=47）>



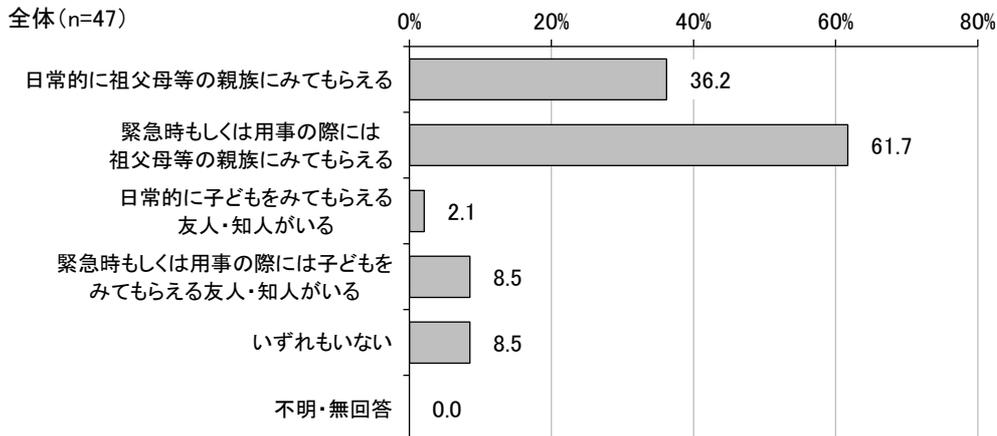
<就学児童保護者（n=64）>



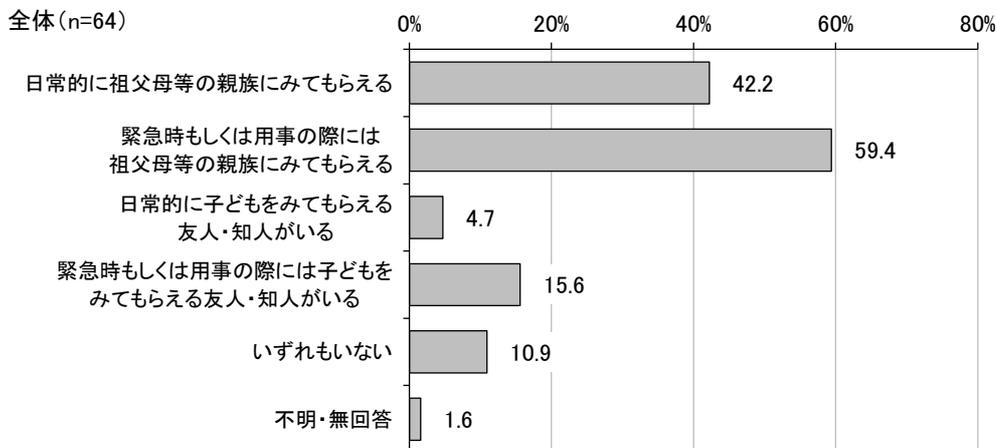
②日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童、就学児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.7%、59.4%と最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が36.2%、42.2%となっています。

<就学前児童保護者 (n=47) >



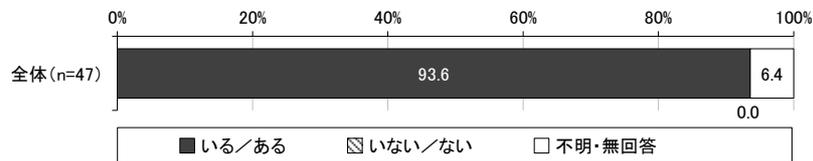
<就学児童保護者 (n=64) >



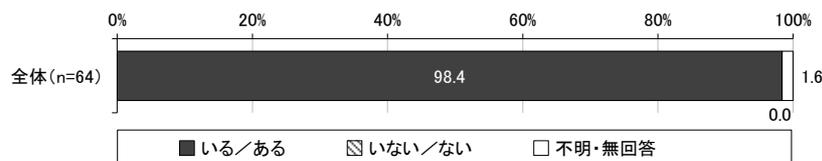
③こどもの子育てをする上で、気軽に相談できる人、もしくは場所の有無

就学前児童、就学児童ともに「気軽に相談できる人がいる/相談できる場所がある」が93.6%、98.4%と最も高くなっています。

<就学前児童保護者 (n=47)>

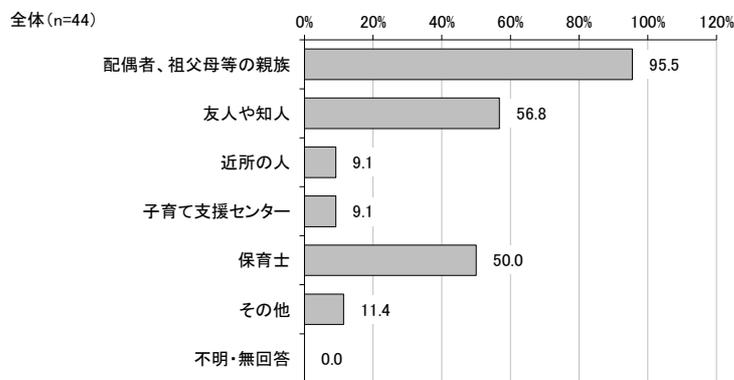


<就学児童保護者 (n=64)>

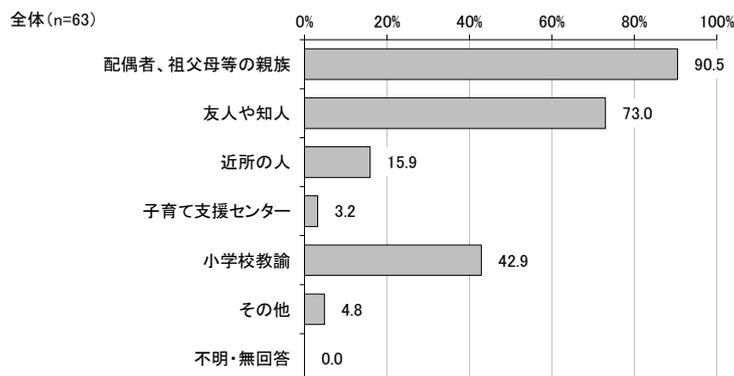


気軽に相談できる先については、就学前児童、就学児童ともに「配偶者、祖父母等の親族」が95.5%、90.5%と最も高くなっています。次いで「友人や知人」が56.8%、73.0%となっています。

<就学前児童保護者 (n=44)>



<就学児童保護者 (n=63)>

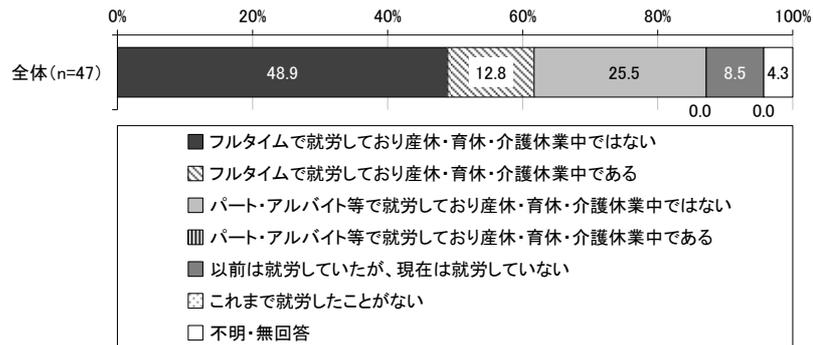


■ 母親の就労状況について

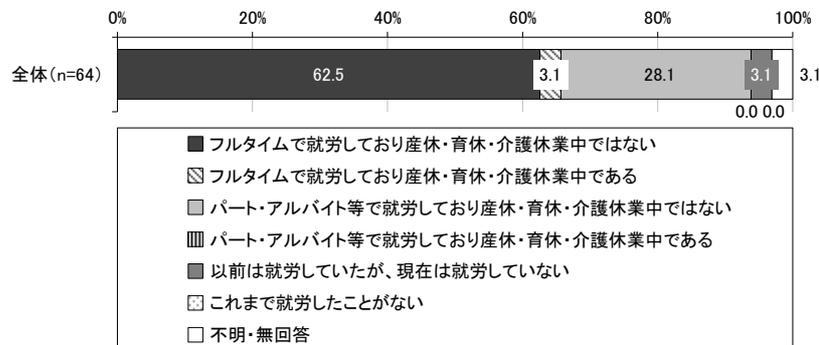
① 母親の現在の就労状況

就学前児童、就学児童ともに「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が48.9%、62.5%と最も高くなっています。次いで「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が25.5%、28.1%となっています。

< 就学前児童保護者 (n=47) >



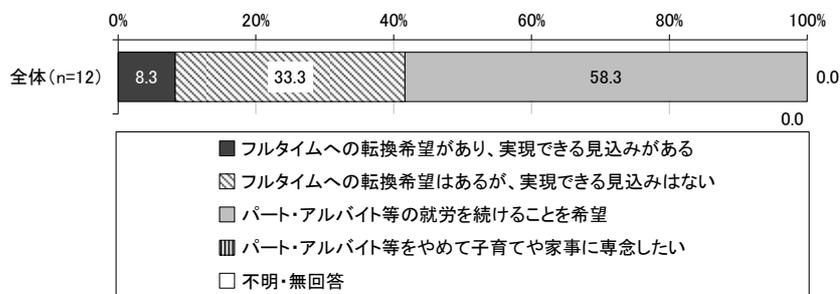
< 就学児童保護者 (n=64) >



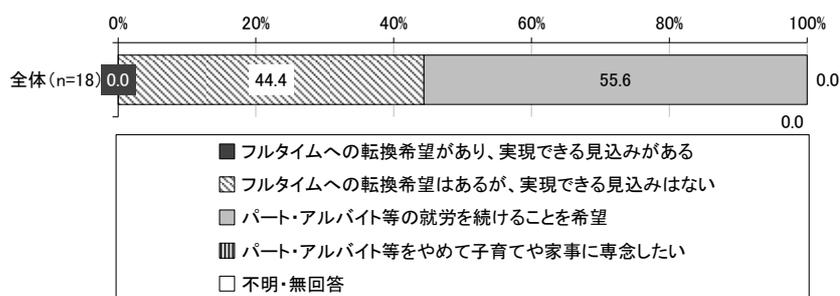
②現在パート・アルバイト等で就労する母親のフルタイムへの転換希望

就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が58.3%、55.6%と最も高くなっています。次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が33.3%、44.4%となっています。

<就学前児童保護者 (n=12) >



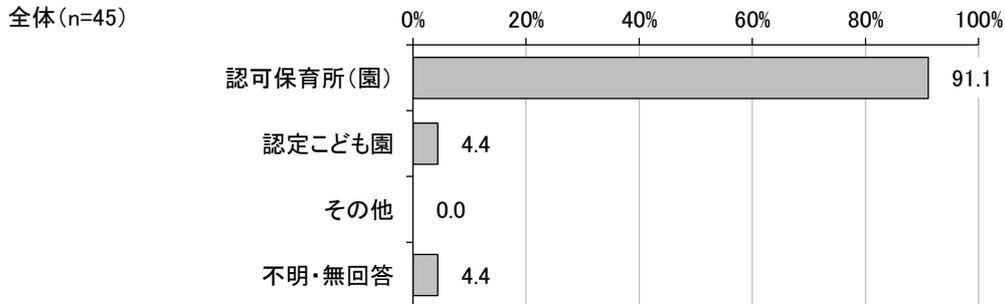
<就学児童保護者 (n=18) >



■ 定期的な教育・保育事業の利用状況について

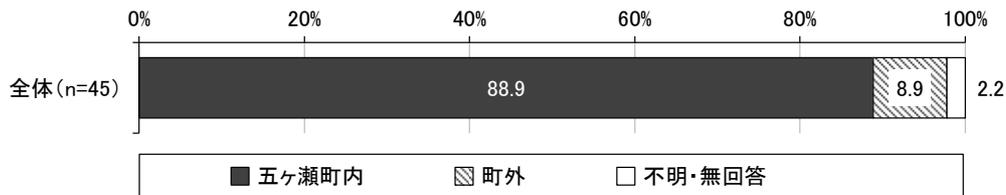
① 平日に利用している教育・保育事業（就学前児童保護者）

「認可保育所（園）」が91.1%と最も高くなっています。次いで「認定こども園」が4.4%となっています。



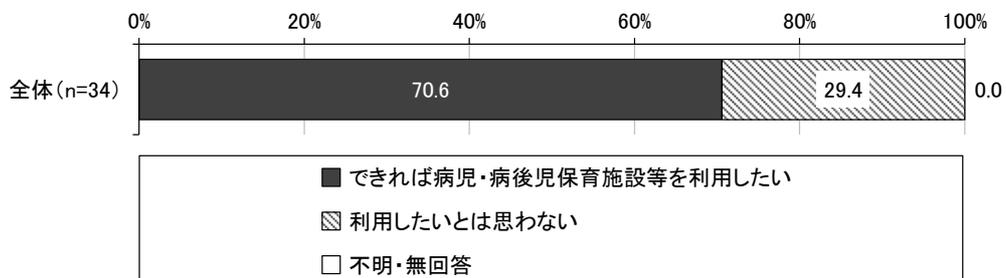
② 利用している教育・保育事業の実施場所（就学前児童保護者）

「五ヶ瀬町内」が88.9%、「町外」が8.9%となっています。



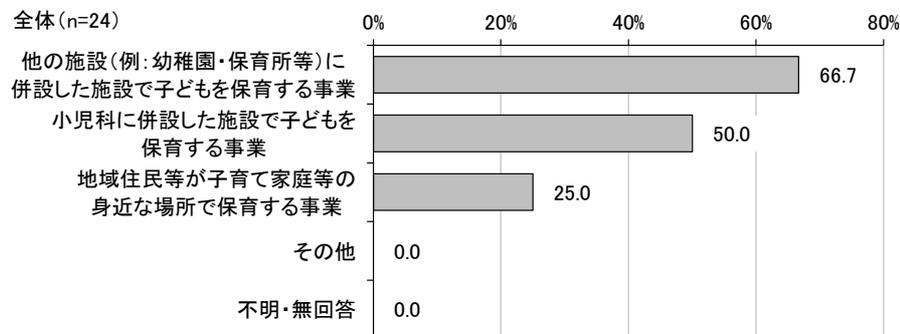
③ 病児・病後児のための保育施設の利用意向（就学前児童保護者）

お子さんの病気やケガで通常の事業が利用できなかったときに、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかについては、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が70.6%、「利用したいとは思わない」が29.4%となっています。



④病児・病後児保育施設等を利用する場合の希望する事業形態（就学前児童保護者）

「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が66.7%と最も高くなっています。次いで「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が50.0%となっています。

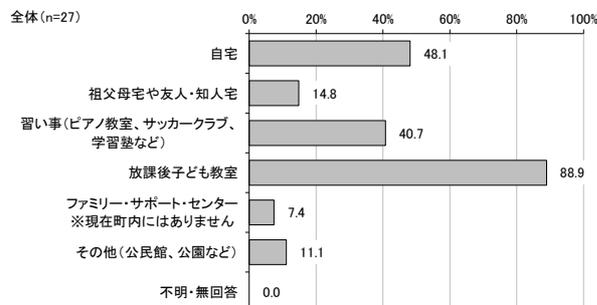


⑤小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

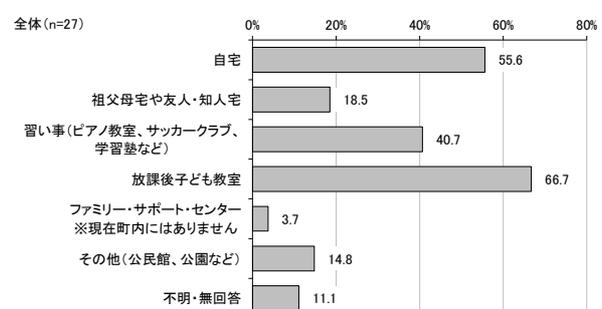
【就学前児童保護者（お子さんが5歳以上の方）】

低学年、高学年ともに「放課後子ども教室」が88.9%、66.7%と最も高くなっています。次いで「自宅」が48.1%、55.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が40.7%となっています。

【低学年1～3年のとき】

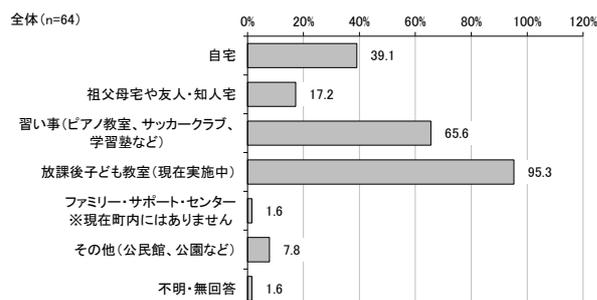


【高学年4～6年のとき】



【就学児童保護者】

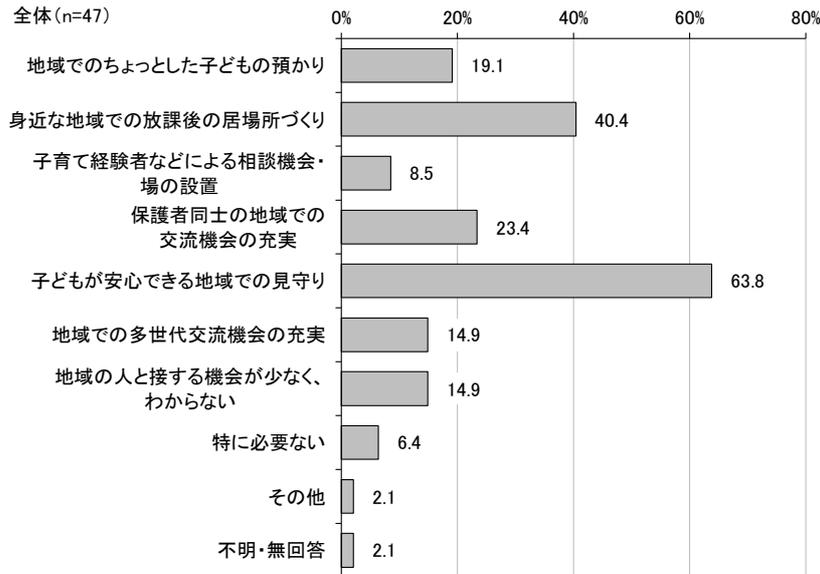
「放課後子ども教室（現在実施中）」が95.3%と最も高くなっています。次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が65.6%、「自宅」が39.1%となっています。



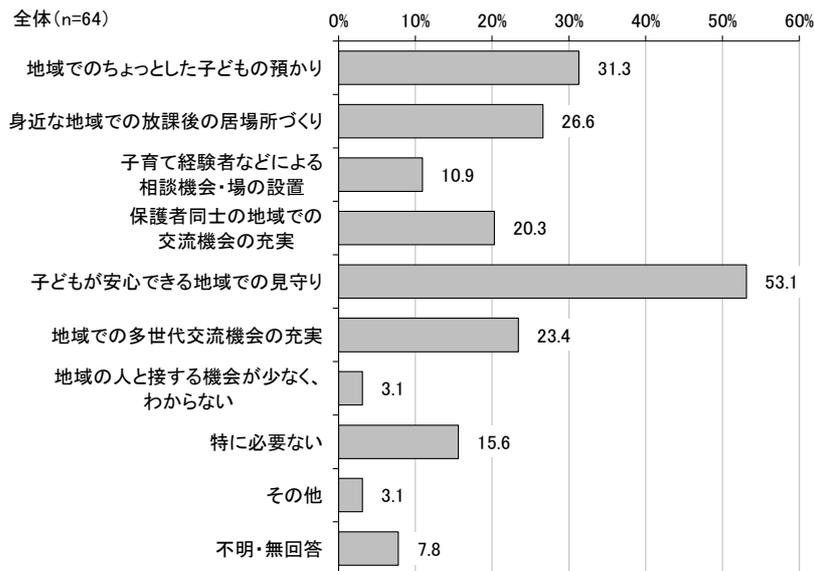
■五ヶ瀬町での子育てについて

①地域における子育て支援について希望すること

就学前児童、就学児童ともに「子どもが安心できる地域での見守り」が63.8%、53.1%と最も高くなっています。就学前児童では次いで「身近な地域での放課後の居場所づくり」が40.4%、就学児童では「地域でのちょっとした子どもの預かり」が31.3%となっています。
<就学前児童保護者（n=47）>



<就学児童保護者（n=64）>

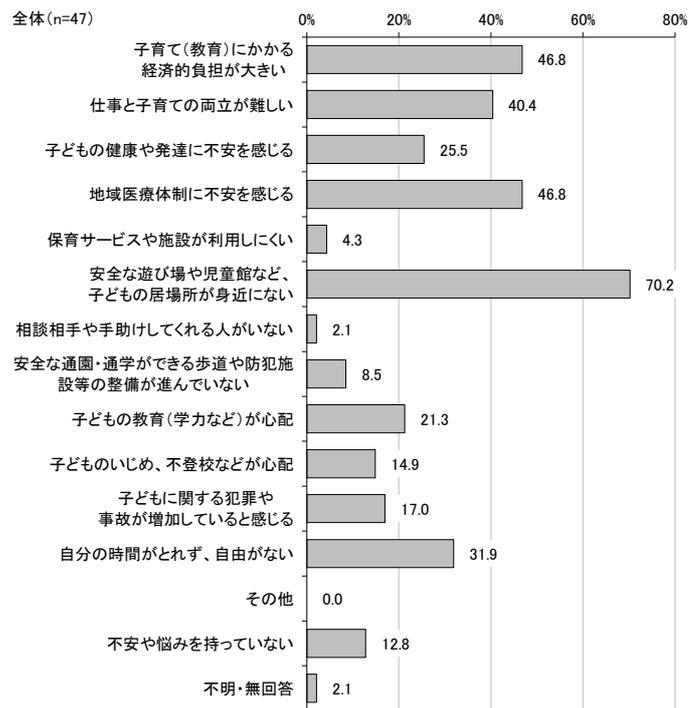


②子育てをする上での不安や悩み

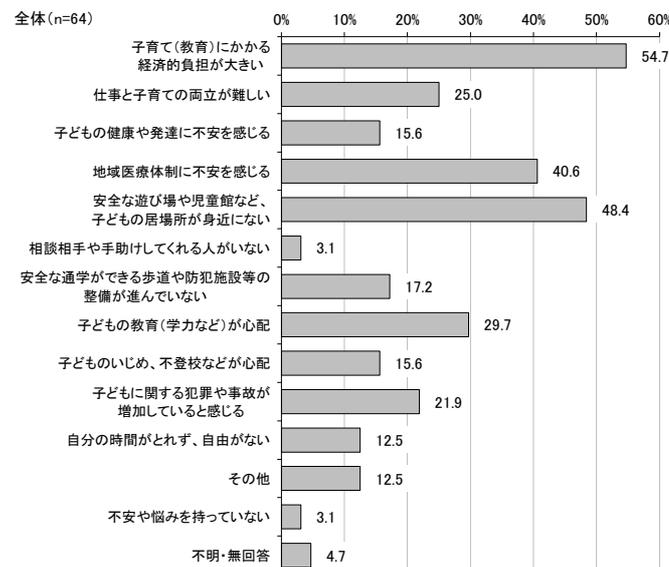
就学前児童では「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」が70.2%と最も高くなっています。次いで「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」と「地域医療体制に不安を感じる」が46.8%となっています。

就学児童では、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が54.7%と最も高くなっています。次いで「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」が48.4%となっています。

<就学前児童保護者（n=47）>



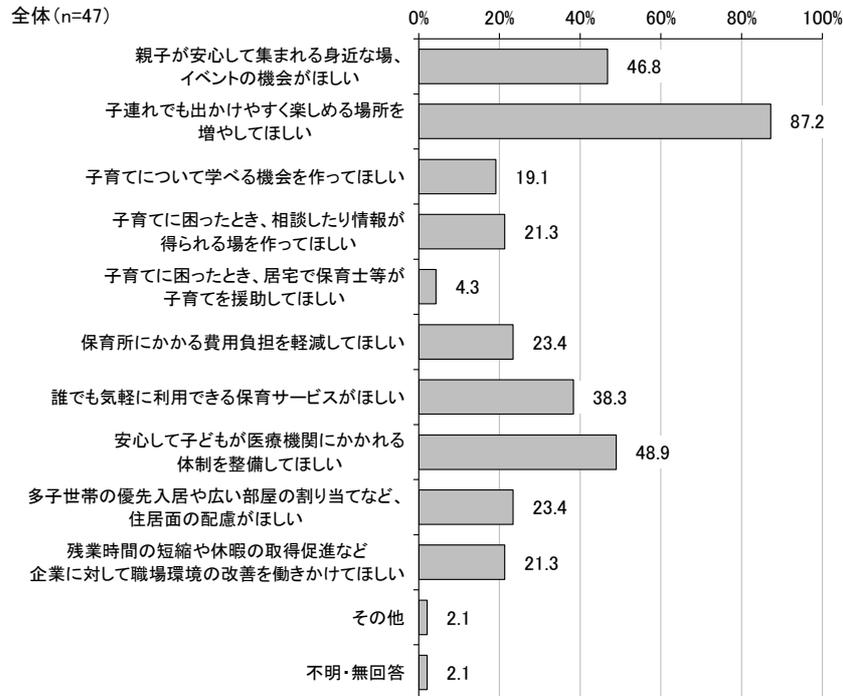
<就学児童保護者（n=64）>



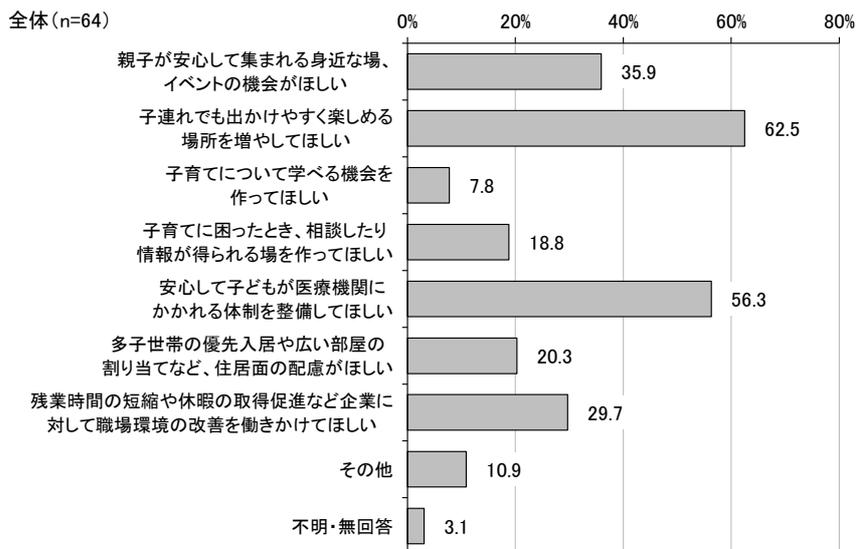
③必要だと思う子育て支援策

就学前児童、就学児童ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が87.2%、62.5%と最も高くなっています。次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が48.9%、56.3%となっています。

<就学前児童保護者（n=47）>



<就学児童保護者（n=64）>

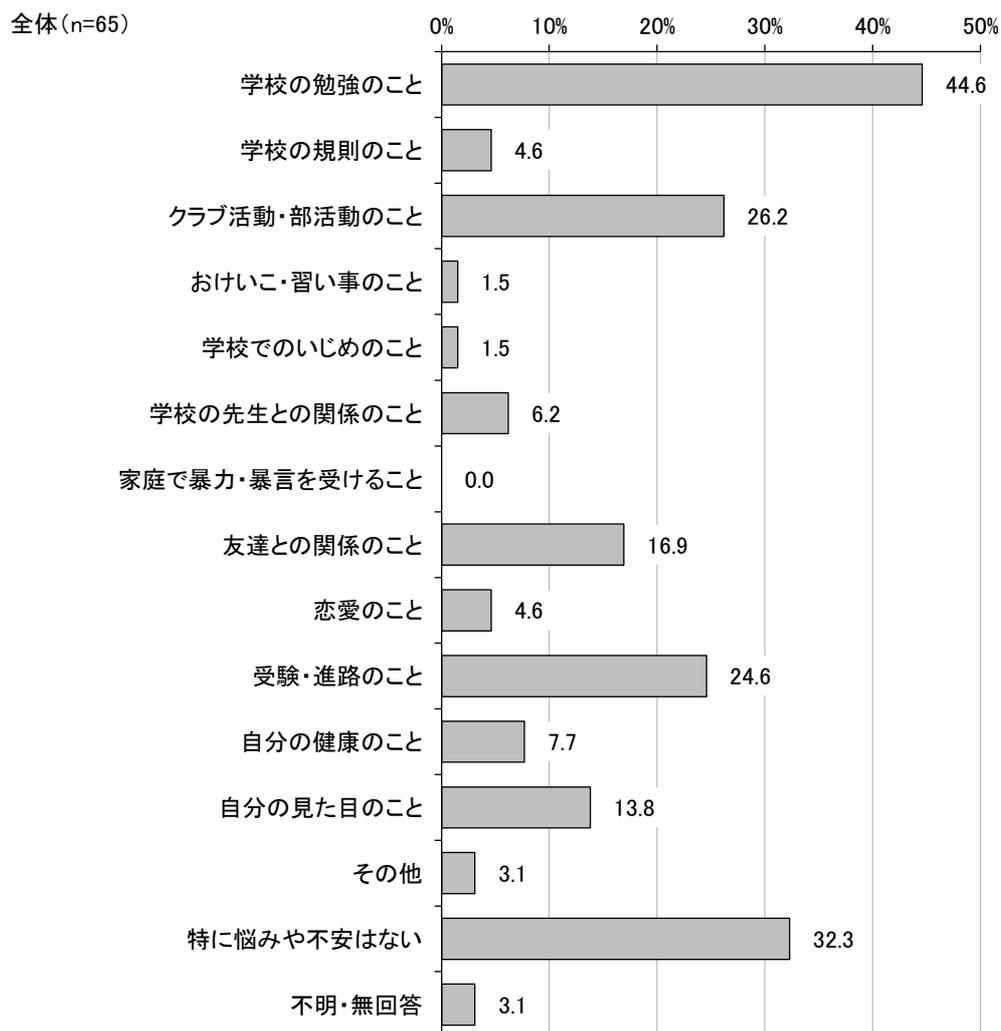


(3) 中学生意識調査

■ 普段の生活のこと

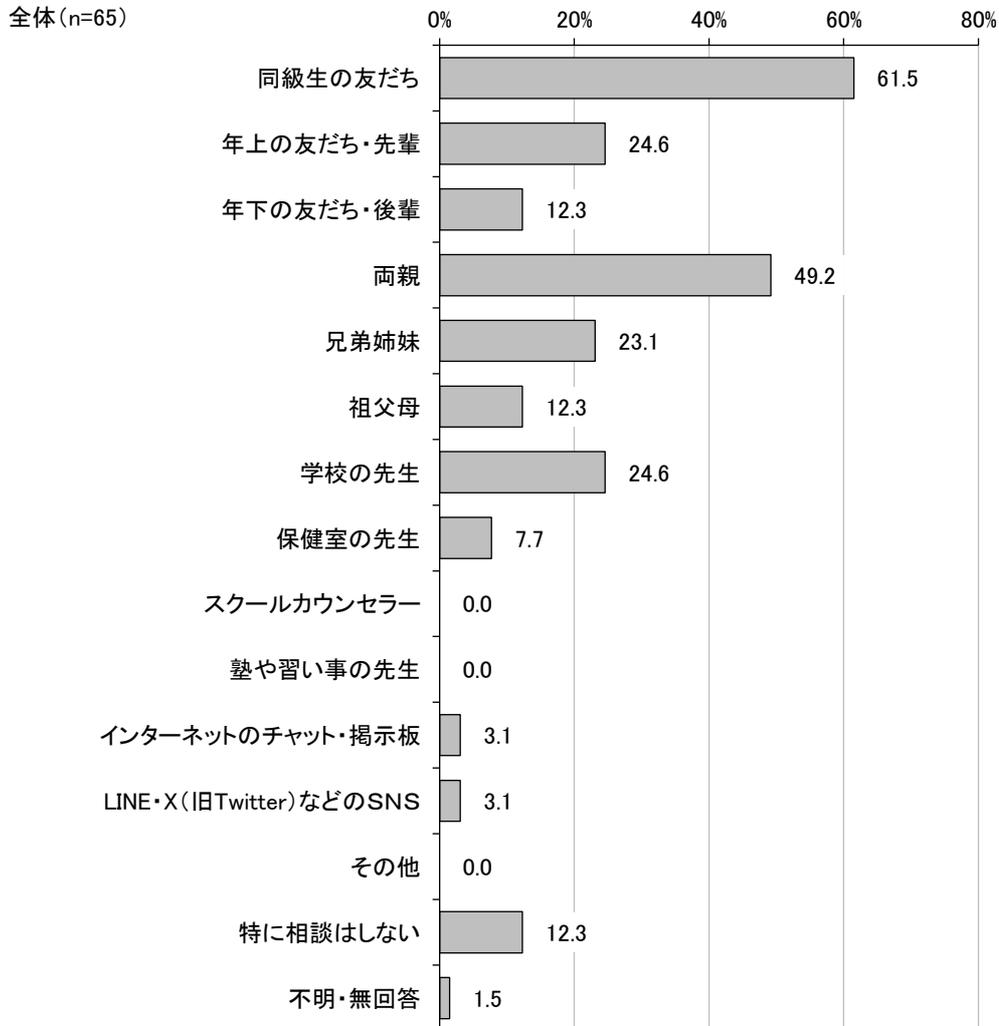
① 現在悩んでいることや不安に感じていること

「学校の勉強のこと」が44.6%と最も高く、次いで「特に悩みや不安はない」が32.3%、「クラブ活動・部活動のこと」が26.2%となっています。



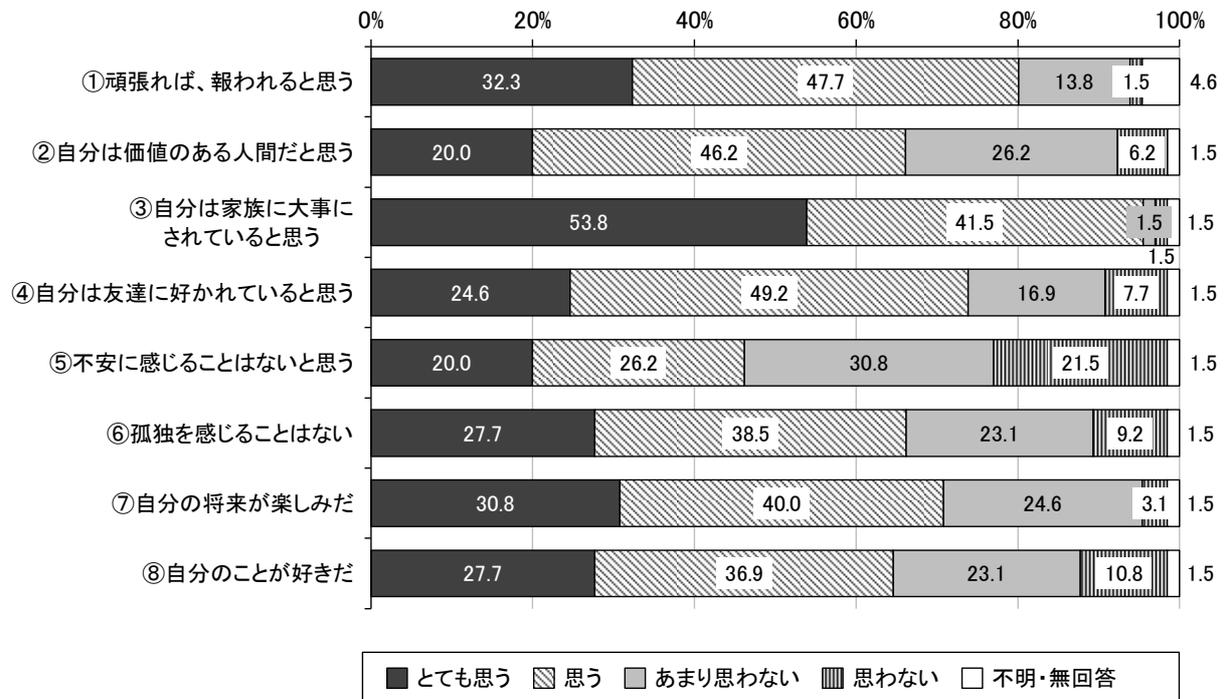
②悩みや不安を感じたときの相談先

「同級生の友だち」が61.5%と最も高く、次いで「両親」が49.2%、「年上の友だち・先輩」、「学校の先生」が24.6%となっています。



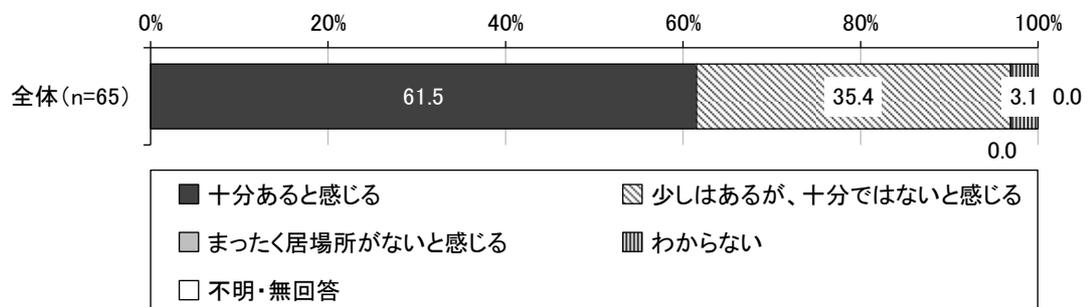
③ 思いや気持ち、将来について

③「自分は家族に大事にされていると思う」①「頑張れば、報われると思う」④「自分は友達に好かれていると思う」では、「とても思う」と「思う」を合わせた『思う』の割合が高くなっています。一方、⑤「不安に感じることはないと思う」では、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた『思わない』の割合が高くなっています。



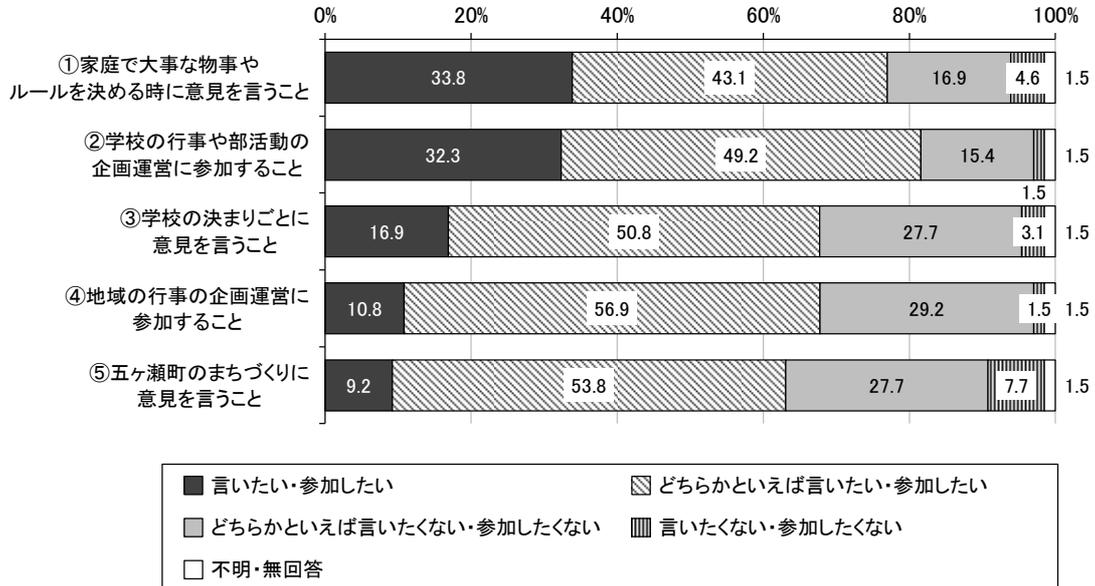
④ 居場所だと感じる場所の有無

「十分あると感じる」が61.5%と最も高く、次いで「少しはあるが、十分ではないと感じる」が35.4%となっています。



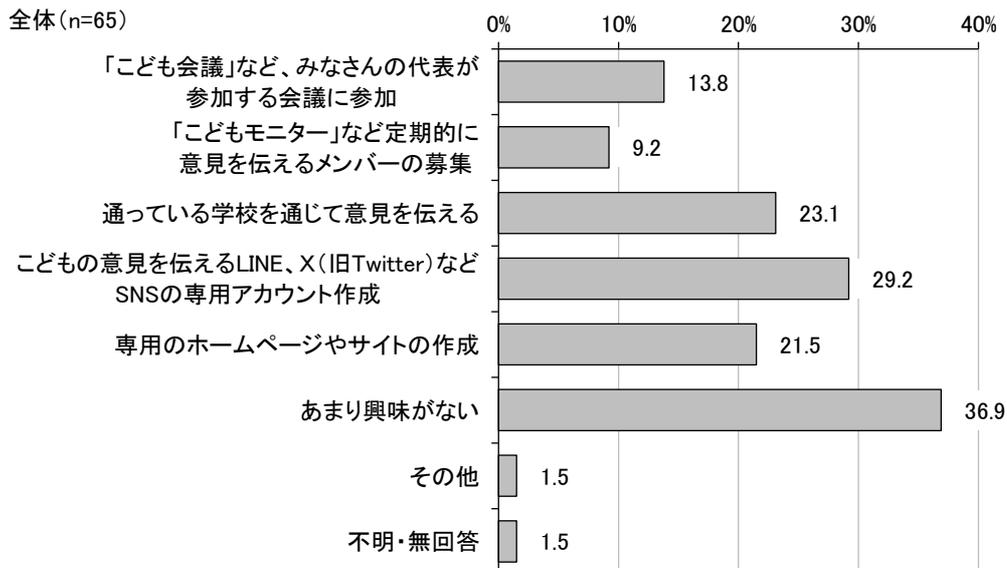
⑤意見を言ったり、参加したりしたいと思うか

①～⑤のすべてにおいて、「言いたい・参加したい」と「どちらかといえば言いたい・参加したい」を合わせた『言いたい・参加したい』の割合が6割以上となっています。



⑥自分の意見を五ヶ瀬町の取組に反映させるために参加しやすい方法

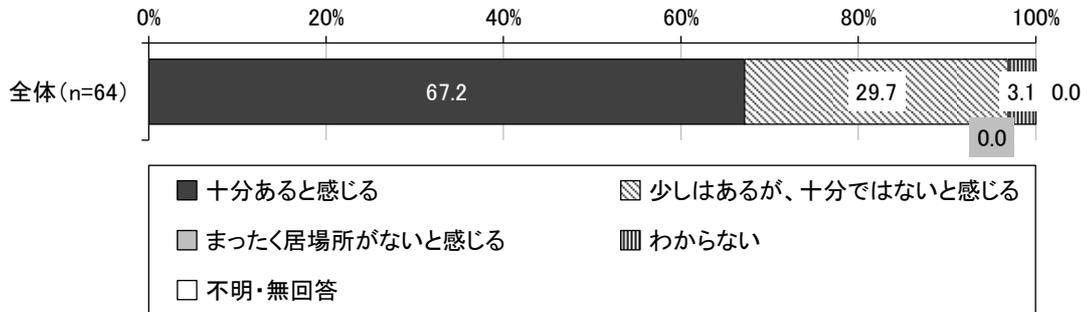
「あまり興味がない」が36.9%と最も高く、次いで「こどもの意見を伝えるLINE、X（旧Twitter）などSNSの専用アカウント作成」が29.2%、「通っている学校を通じて意見を伝える」が23.1%となっています。



(4) 若者への意識調査

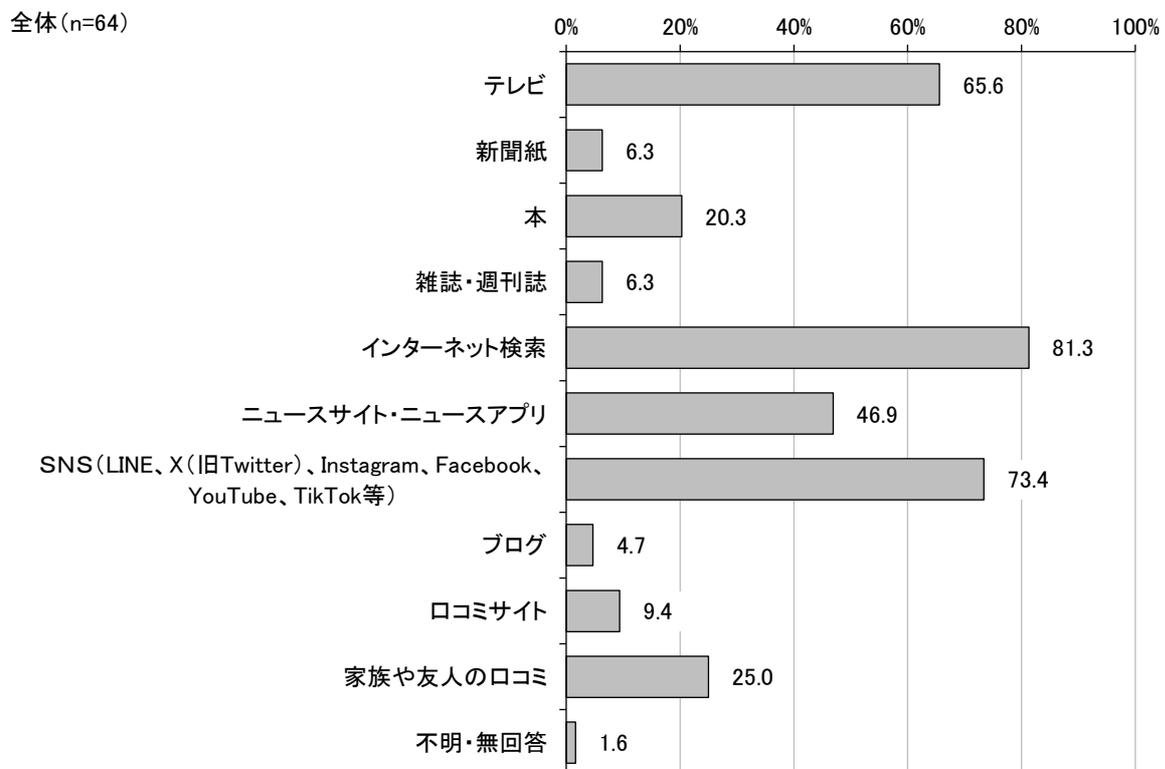
①居場所だと感じるところの有無

「十分あると感じる」が67.2%と最も高く、次いで「少しはあるが、十分ではないと感じる」が29.7%となっています。



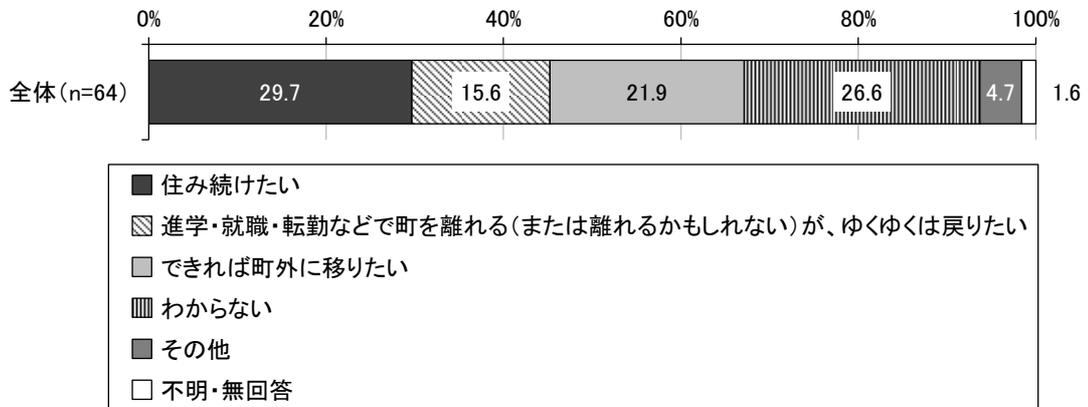
②新しい知識や情報の入手方法

「インターネット検索」が81.3%と最も高く、次いで「SNS (LINE、X (旧Twitter)、Instagram、Facebook、YouTube、TikTok等)」が73.4%、「テレビ」が65.6%となっています。

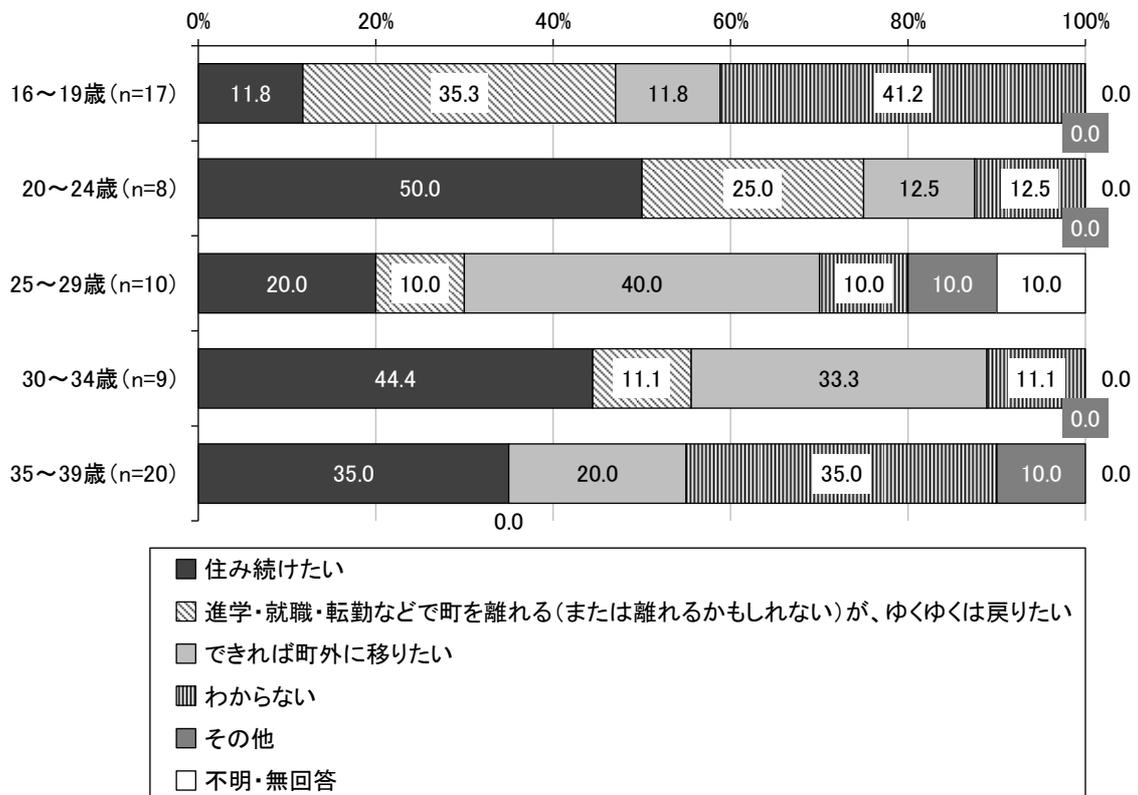


③今後、五ヶ瀬町に住み続けたいと思うか

「住み続けたい」が29.7%と最も高く、次いで「わからない」が26.6%、「できれば町外に移りたい」が21.9%となっています。

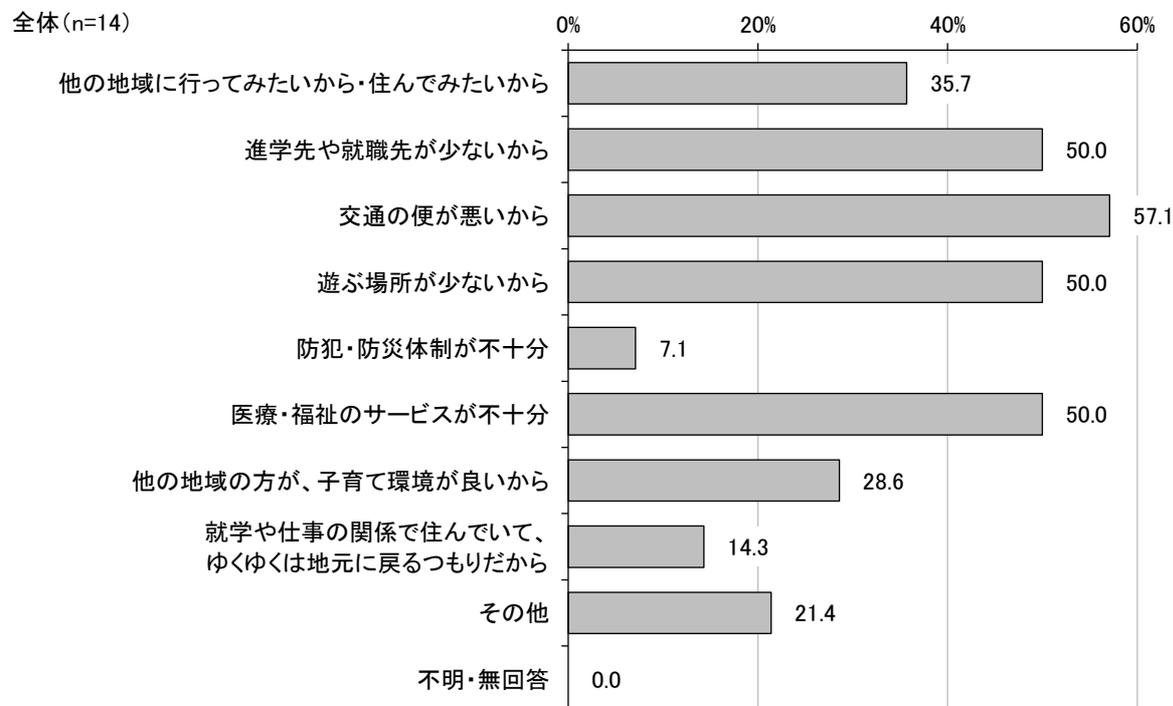


年齢別にみると、〔16～19歳〕では「わからない」、〔25～29歳〕では「できれば町外に移りたい」、〔35～39歳〕では「住み続けたい」「わからない」が最も高くなっています。



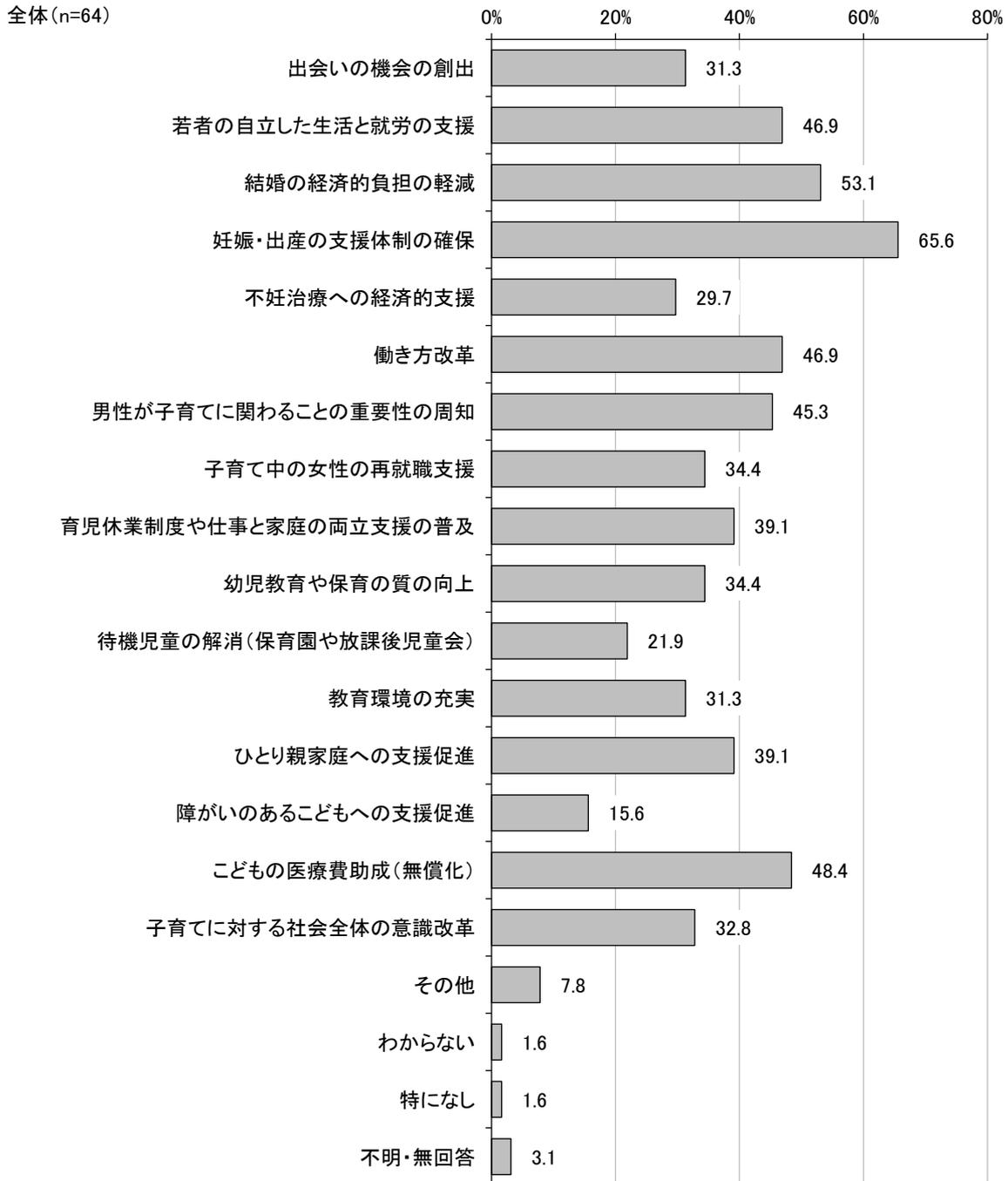
第2章 こども・若者を取り巻く状況
2. アンケート調査

「できれば町外に移りたい」を選んだ方の町外に移りたいと思う理由についてみると、「交通の便が悪いから」が57.1%と最も高く、次いで「進学先や就職先が少ないから」「遊ぶ場所が少ないから」「医療・福祉のサービスが不十分」が50.0%となっています。



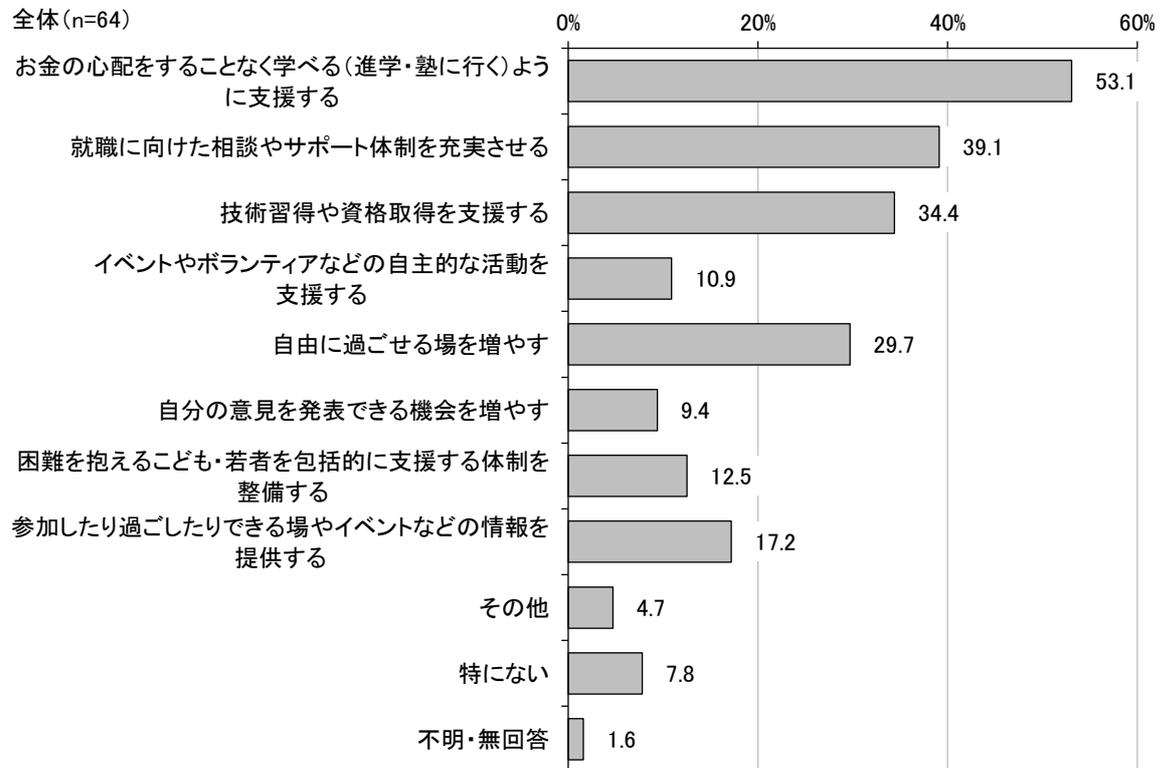
④少子化対策として有効だと思う取組

「妊娠・出産の支援体制の確保」が65.6%と最も高く、次いで「結婚の経済的負担の軽減」が53.1%、「こどもの医療費助成（無償化）」が48.4%となっています。



⑤若者（39歳ぐらいまでの人）のために、五ヶ瀬町に必要な取組

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が53.1%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が39.1%、「技術習得や資格取得を支援する」が34.4%となっています。



3. 関係団体へのヒアリング調査

(1) 実施概要

町内のこども・若者に関係する団体に対し、本町のこどもを取り巻く現状や課題、活動の中で感じるこども・若者、子育て当事者の思い等を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

実施期間	令和6年7月25日～8月22日
実施方法	関係団体に配布・回収による代表者記入方式
対象団体	保育所、子育て支援センター、小学校、中学校、放課後子ども教室、主任児童委員、こどもに関係する団体等の代表者 計18名

(2) 主な意見

【学校教育・体験活動・居場所について】

- ・児童数が減少し、複式学級の増加、人間関係の固定化等の課題が出てきている。今後のステップアップ等に対応できるかが不安。
- ・こどもが進学や就職に伴って町外へ転出した際に、社会に対応できる資質・能力を身に付けてほしい。
- ・五ヶ瀬町以外の町へ、習い事に通う児童がいる。児童の興味・関心や各家庭の価値観が多様化する中で、幅広く受け皿を設けることは難しいと思うが、放課後子ども教室の人材確保や活動の工夫等も含め、少しでも児童が多様な体験ができることを望む。
- ・こどもを家に一人で置くのは不安だが、仕事があるのでどうしようもない。どこか安心して過ごせる場所があってほしい。
- ・不登校のこどもが自分自身を大切に、次にステップアップできる場所があるとよい。

<ポイント>

- ・複式学級の解消や同級生がいない等、児童数の減少による課題改善が求められています。また、町内で様々な体験ができるよう体験活動の充実やこどもが自分らしく、安心して過ごせる居場所づくりが必要です。

【こどもの健康について】

- ・入浴、服の汚れ、歯の治療率等で気になることがあった。学校でも指導しているが、直接的に言えないところもあり、苦労したことがあった。
- ・生活リズムや生活習慣の乱れ、欠食や偏った食事をとっていると聴くこともあり、健康状態や栄養バランスが気になる。
- ・こどもが様々な理由から悩みを抱えており、心の健康が心配になる。悩み事が相談できる場が身近にあるとよいと思う。

<ポイント>

- ・こどもの健康や衛生面等については、学校での教育を行っていくほか、家庭教育講座等で保護者に向けた周知等を行います。また、こどもが悩みや不安を相談できる身近な場づくりが必要です。

【こどもの権利・将来について】

- ・こども・若者の意見をどれくらい聴いてあげられているのかがわからない。こども・若者の意見の聴き取りに取り組んでほしい。
- ・大人がこどもの声に耳を傾け、こどもの権利を守る必要があると思う。
- ・町内企業と連携した就学・就職支援を行うことが考えられると思う。
- ・働く場所、住む場所を充実させることで、こども達が一度、五ヶ瀬を離れても、五ヶ瀬に帰って来やすいようにする。

<ポイント>

- ・こどもの意見を聴取できる仕組みづくりやこどもの権利の理解促進が求められています。
- ・将来、こども達が五ヶ瀬町を離れても、また戻って来たいと思えるような働き口や住環境の確保に努める必要があります。

【保護者への支援】

- ・保護者の仕事と子育ての両立は、親もこどももすごく疲れているような気がするため、両立支援制度や助成金制度等を見直してほしいと思う。
- ・こどもが保育所や学校で熱を出すと、すぐに迎えに行かないといけなくなり、仕事の段取りや職場での調整に苦労する。
- ・子育て世代の親の働く場所が少なく、心配する声を耳にする。
- ・給食費の無償化や2人目・3人目の減額、学校で使う道具の貸出を行い、経済的負担を減らしてほしい。
- ・ひとり親家庭の支援が必要と思うが、声を上げにくい状況もあると思うので、行政から声かけをしてほしい。
- ・消防団の活動や草刈り等の地域ボランティア活動の負担を見直し、家庭で過ごす時間やこどもとゆっくり向き合える時間を増やすための配慮が必要。
- ・長期休み期間中の食事支援や見守り活動がすごく助かるといった声を聴くため、今後も継続して取り組んでほしい。
- ・住環境の改善・定住支援を行ってほしい。

<ポイント>

- ・子育て中の保護者や支援が必要な家庭に対して、適切な支援を提供するとともに、地域のボランティア活動などが家庭の負担とならないよう配慮していく必要があります。
- ・長期休み中の食事支援や見守り活動は、児童の栄養や安全の確保にもつながり、保護者の負担軽減や安心にもつながっています。
- ・子育てがしやすい住環境を確保し、町民のみならず、役場職員や教職員など町外から働きに来た人達に向けても、定住につながるよう支援していく必要があります。

【交流・相談について】

- ・子育て中の保護者の声を聴く機会を設けてほしい。また、話しやすいスタイルで実施し、代表者や役員の意見だけでなく、一人ひとりの声に耳を傾けてほしい。
- ・子育て中の保護者や、こども達の交流する機会や場所がない。お互いの交流を深める空間や、保護者間での情報共有・悩み事を相談できる場所が身近にあるとよいと思う。
- ・子育て中で疑問に思うことが多く、そのことをどこに相談したらよいか、気軽につなげる窓口を広げてほしい。
- ・生活に困窮している家庭や困窮しつつある家庭への気づき、寄り添いが重要だと思う。支援を求められた際には、早期に適切な支援につなげることができる知見を持った人材の育成と配置が課題だと思う。

<ポイント>

- ・子育て中の保護者の声を拾い上げ、支援が必要な場合には適切な支援につなげられるよう、相談窓口の整備や専門機関・専門職との連携を強化していく必要があります。
- ・子育て中の保護者同士で悩みや情報を共有できる場づくりが求められています。

【地域での子育てについて】

- ・地域での遊び場・公園が少なく、熊本・延岡方面へ出かけている。
- ・地域ぐるみでこども達を育てる意識を醸成していけたらと思う。また、地域に学校の情報が共有できていないと感じるので、学校の情報を地域でも共有できるようにしてほしい。
- ・地域とこどもの関わりは少ないような気がする。こどもの行事に参加できるときは参加して、声かけ等をしてほしいと思う。

<ポイント>

- ・地域内の公園や遊び場など、身近な場所でこどもが遊ぶことができる場づくりが求められています。
- ・こどもがいる・いないに関わらず地域全体でこどもを見守り、育てていく意識をつくっていく必要があります。行事等も含めて、こどもと地域の関わりを増やしていくことも重要です。

4. 第2期計画の進捗状況

(1) 教育・保育事業

■ 1号認定（3～5歳）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2
	確保の内容	4	6	4	2
実績値		0	0	0	0

■ 2号認定（3～5歳）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	67	67	59	61
	確保の内容	67	67	59	61
実績値		76	63	57	47

■ 3号認定（0歳）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	18	18	17	16
	確保の内容	18	18	17	16
実績値		9	13	7	16

■ 3号認定（1、2歳）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	36	34	34	33
	確保の内容	36	34	34	33
実績値		38	30	32	31

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1
実績値（人）		0	1	1	2

※相談実績であるが、令和4年度は支援計画数となっている。

■地域子育て支援拠点事業

単位：人日/月

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	200	200	200	200
	確保の内容	200	200	200	200
実績値		83	118	107	124

※実績値は、各年度の延べ利用人数の合計を把握しているため、各年度の合計を12か月で割った値を掲載している。

■妊婦健康診査

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	18	18	17	16
	確保の内容	18	18	17	16
実績値		19	19	23	20

■乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	18	18	17	16
	確保の内容	18	18	17	16
実績値		16	11	16	11

■養育支援訪問事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	1
	確保の内容	0	0	0	1
実績値		0	1	1	0

※事業としての実施はないが、保健師が訪問した数を計上している。

■子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0

※事業取り組みなし

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0

※事業取り組みなし

■一時預かり事業（保育園における一時預かり）

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	72	72	72	72
	確保の内容	72	72	72	72
実績値		11	13	29	28

■延長保育事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	17	16	15	15
	確保の内容	17	16	15	15
実績値		2	13	14	18

■病児・病後児保育事業

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	135	133	126	125
	確保の内容	0	0	0	0
実績値		▲135	▲133	▲126	▲125

※事業取り組みなし

■放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	見込み	23	28	21	18
	実績	20	29	25	19
2年生	見込み	19	23	28	21
	実績	25	19	24	24
3年生	見込み	30	19	23	28
	実績	24	23	18	24
4年生	見込み	25	30	19	23
	実績	21	21	22	14
5年生	見込み	26	25	30	19
	実績	28	19	18	20
6年生	見込み	21	26	25	30
	実績	24	34	19	19

5. 五ヶ瀬町の課題と今後の方向性

(1) こども・若者の権利の保障

- ・中学生調査から、家庭での大事な決め事や学校の決まりごとに対して、約7割が意見を「言いたい」と回答しています。
- ・中学生調査から、意見を言うために参加しやすい方法としては、「こどもの意見を伝えるLINE、X（旧Twitter）などSNSの専用アカウント作成」「通っている学校を通じて意見を伝える」「専用のホームページやサイトの作成」となっています。
- ・関係団体ヒアリング調査から、「こども・若者の意見をどれくらい聴いているのかわからないため、意見の聴き取りに取り組んでほしい」との意見がありました。
- ・こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは「こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる」「こども・若者にとって自らの意見が十分に聴かれ、それによって社会に何らかの影響・変化をもたらす経験は、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高める」とされています。

大人がこども・若者ととも社会をつくるという意識を持つことが重要です。こども・若者の権利の周知啓発を行うとともに、こども・若者が安心して意見を言うことができる・伝えることができる場づくりや機会づくりを行い、意見の反映に努めます。

(2) こども・若者の居場所づくり

- ・ニーズ調査と関係団体ヒアリング調査から、放課後や休日、長期休暇中にこどもだけで安全・安心に過ごせる場所の少なさや遊び場・児童館等のこどもの居場所が身近にないことが課題となっています。
- ・中学生調査とこども・若者調査から、自分にとって居場所だと感じるところが十分あると感じるかに対し、約3割が「少しはあるが、十分ではないと感じる」と回答しています。
- ・こどもの居場所づくりに関する指針では、こどもの居場所は「過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、こども・若者がその場を居場所として感じるかどうかによっている」とされています。

共働き世帯の増加により、こどもだけで過ごす時間が増えており、保護者からはこどもが安全に過ごすことができる場所の整備が求められています。

こどもが居場所と感じる条件は様々で、1人で過ごせる場所や他者とコミュニケーションがとれる場所、失敗を恐れずに何かにチャレンジができる場所等、多様なニーズが存在します。こどもの居場所づくりとして、安全に過ごすことができるという要素に加え、こども自身のニーズに合わせた利用ができ、居場所だと感じられる場づくりが重要です。

(3) こども・若者の安全を守る取組

- ・近年のこども・若者を取り巻く環境は複雑化しており、様々な悩みを抱えるこども・若者が増えています。中学生調査においても、不安に感じることはないと思うかに対し、約半数が「思わない」と回答しています。
- ・関係団体ヒアリング調査から、「長期休暇中の食事支援や地域での見守り活動が保護者の負担軽減になっており、継続して取り組んでほしい」「悩みを抱えているこどもに対して、身近に相談できる場所があればよいと思う」との意見がありました。

保護者が不在の間、地域内でこども・若者の健康や安全を守る支援が必要です。また、こども・若者が悩みや不安を一人で抱え込むことがないように、身近な相談場所の周知啓発や相談しやすい環境の整備が必要です。

(4) こども・若者の体験活動の機会

- ・関係団体ヒアリング調査から、学校等の児童・生徒数の減少による人間関係の固定化や町内での体験活動の機会に不安があるとの意見がありました。
- ・こども大綱において、多様な遊びや体験活動は「こども・若者の健やかな成長の原点である」と示されています。また、「こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて多様な体験・様々な遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を創出し、地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する」とされています。

こども・若者のライフステージに合わせて様々な体験・遊びができるよう、多様な機会の提供が重要です。

(5) 支援が必要なこども・若者とその家庭への支援

- ・関係団体ヒアリング調査から、「ひとり親家庭の支援が必要と思うが、声を上げにくい状況もあると思うので、行政から声かけをしてほしい」「生活に困窮している家庭や困窮しつつある家庭への気づきや寄り添いが重要」「支援を求められた際には、早期に適切な支援につなげることができる知見を持った人材の育成と配置が課題」との意見がありました。

困難を抱えるこども・若者とその家庭を適切な支援へつなげるため、専門的知見を持つ人材の育成に努めます。また、支援を必要とする状況にあるこども・若者の中には、個人の権利に重大な侵害が生じていても、本人に自覚がないことがあります。関係機関との連携による早期発見・把握に努めるとともに、相談窓口の充実と周知啓発に取り組みます。

(6) 子育て家庭への支援

- ・ニーズ調査から、子育てをする上での不安や悩みでは、子育てにかかる経済的負担の大きさや地域の医療体制への不安が課題となっています。また、必要だと思う子育て支援策では、子連れで出かけやすく楽しめる場所の確保や医療機関の体制整備が求められています。
- ・ニーズ調査から、現在パート・アルバイト等で就労する母親の中で、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」と回答した人は就学前児童保護者で約3割、就学児童保護者で約4割となっています。
- ・本町は国・県と比較して、女性の就業率が高くなっていますが、関係団体ヒアリング調査から、「子育て世代の親の働く場所が少ない」「こどもの体調不良時の職場での調整が難しい」等、子育てと仕事の両立に関する意見がありました。
- ・関係団体ヒアリング調査から、「子育てに関する悩みをどこに相談したらよいかかわからないため、気軽につなげる窓口を広げてほしい」「子育て当事者同士の交流の場などが身近にあればよい」との意見がありました。

妊娠から出産後までの切れ目のない支援の提供により、母子ともに健康に過ごすことができるよう支援します。子育て当事者のニーズに合わせた教育・保育の提供の継続や相談窓口の整備、情報共有の場づくり等を行い、子育ての経済的・精神的負担軽減や仕事との両立に向けて支援を進めることが重要です。

(7) 小中学生への支援

- ・ニーズ調査から、放課後の過ごし方の希望については、放課後子ども教室の利用希望が最も高くなっています。
- ・こども・若者調査から、若者のために必要な支援については、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」「技術習得や資格取得を支援する」となっています。
- ・関係団体ヒアリング調査から、「児童・生徒数の減少や複式学級の増加に不安を感じている」「こども・若者の衛生面や歯科治療率、生活リズムや生活習慣の乱れ、健康状態や栄養バランスが気になる」との意見がありました。

複式学級の増加に対応するため、教員の負担軽減や学習内容の質を確保することが重要です。また、学校によるこども・若者へ向けた保健・食育指導等を通じて、健康的な生活を送るための取組を進めます。

今後も、放課後子ども教室による学習支援や遊び・体験の機会の提供を継続します。また、こども・若者が置かれている状況に関わらず、希望する進路の実現に向けて安心して勉強するための支援を進めていくとともに、情報提供や相談・サポート体制の充実が重要です。

(8) 高校生・若者の将来への支援

- ・こども・若者調査から、今後町外に移り住みたい人の理由をみると、「交通の便が悪いから」が最も高く、次いで「進学先や就職先が少ないから」「遊ぶ場所が少ないから」「医療・福祉のサービスが不十分」となっています。
- ・こども・若者調査から、少子化対策に有効だと思える支援については、「妊娠・出産の支援体制の確保」が最も高く、次いで「結婚の経済的負担の軽減」「こどもの医療費助成(無償化)」となっています。
- ・関係団体ヒアリング調査から、「こども・若者が一度本町を離れても、働く場所・住む場所の充実によって、帰って来やすいようにしてほしい」「住環境の改善・定住支援を行ってほしい」との意見がありました。

交通の利便性や就職・進学先の選択肢の少なさは、若者が町外転出を考える要因の1つとなっています。雇用先の情報提供や住環境の確保を行い、若者が住み続けやすく、戻って来やすい環境づくりが重要です。また、若者が結婚や妊娠・出産を経て、親として子育てをするまでの将来へのステップアップに向けた支援が必要です。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、第2期計画において、第1期計画から継続して「子どもたちが元気にすくすくと育ち、親が子育てを楽しめるまち」を基本理念として、子育て施策を推進してきました。

しかし、こども・若者をめぐる環境が複雑化している中で、家庭の力だけでこどもを育てることは難しく、地域とのつながりや様々な専門機関との連携によって、こどもを育て、成長を見守ることが重要です。

地域全体でこども・若者を見守り、育てていくこと、そして、子育て家庭を支えていくことが、未来を担うこども・若者の育成や地域社会の活性化にもつながります。そのため、本計画における理念を次の通り定め、こども・若者・子育て家庭への支援を推進します。

みんなでこどもを守る・育む・支えるまち



2. 基本目標

(1) ライフステージ共通施策の基本目標

1 こども・若者の権利を守ろう

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもの権利」の理解促進や周知啓発に努めるとともに、こども・若者の意見を聴く機会・場づくりを行い、意見の反映に向けて取り組みます。

2 こども・若者を地域で見守ろう

こども・若者が地域内で安全・安心に過ごせる居場所づくりを行います。放課後見守り活動等を通じて、こども・若者の安全を守るとともに、地域全体でこども・若者を見守るという気運の醸成に努めます。また、悩みを抱えるこども・若者を適切な相談窓口や支援へつなげていくために、情報発信や相談体制の充実に取り組みます。

3 すべてのこども・若者の幸せな暮らしをつくろう

貧困やヤングケアラー、障がいのあるこどもやひとり親家庭など、支援を必要とする状態や困難な状況にあるこども・若者とその家庭を適切な支援へとつなげるために、相談体制を充実させ、専門職・専門機関との連携を強化します。

(2) ライフステージ別の施策の基本目標

未来への希望を育む子育て支援の推進

妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない医療の提供や仕事と子育ての両立支援、子育て支援サービスの充実を通じて、子育てしやすい環境づくりを進めます。また、「五ヶ瀬教育ランドビジョン」による幼児から高齢者までがともに学び合う地域教育、健康・相談支援の充実により、こどもが豊かに、そして健やかに育つための支援を進めます。さらに、若者の進学・就職・結婚といった将来に対する支援を充実させ、希望をもって成長することができるように取り組むことが重要です。

子育て当事者が楽しんで子育てを行い、こども・若者が希望をもって成長できるよう、こどもから若者まで、ライフステージに応じて切れ目のない支援を推進します。

3. 施策の体系

本計画は、下記の体系に基づいて策定します。

	基本目標	施策
ライフステージ共通施策	1 こども・若者の権利を守ろう	(1) こども・若者の権利の保障・周知啓発 (2) こども・若者の意見参画・反映 (3) 児童虐待防止対策・相談体制の整備
	2 こども・若者を地域で見守ろう	(1) こども・若者の居場所づくり (2) こども・若者の安全を守る取組 (3) 情報発信・相談体制の充実
	3 すべてのこども・若者の 幸せな暮らしをつくろう	(1) 支援が必要なこども・若者とその家庭 への支援 (2) 困難な状況にあるこども・若者とその家庭 への支援
ライフステージ別の施策	4 誕生前から幼児期までの支援	(1) 母子の健康支援 (2) 乳幼児の健康支援 (3) 乳幼児保育・教育の充実 (4) 子育て支援サービスの確保・充実
	5 小中学生への支援	(1) 充実した教育の推進・学習支援 (2) 心身の健康保持・相談体制の整備
	6 高校生・若者への支援	(1) 高等教育の充実 (2) 就労支援 (3) 心身の健康保持・相談体制の整備 (4) 若者の将来を支える支援

第4章 取組内容

基本目標1 こども・若者の権利を守ろう

現状・課題

中学生調査の結果をみると、「こどもの権利」について、内容まで知っている人は少ない状況にあります。また、こども・若者の意見聴取の機会を確保していく必要があります。さらに、虐待防止のための相談体制の整備や関係機関との連携強化が重要です。

施策の方向性

こどもから大人までが「こどもの権利」について理解を深めるための取組やこども・若者が意見を伝えることができる環境づくりを推進します。

また、児童虐待防止に向けて、関係機関との連携を強化し、情報共有・発信に努めるとともに、早期発見・早期対応や相談体制の充実を図ります。

基本施策1 こども・若者の権利の保障・周知啓発

■取組内容

事業	内容	担当課
こどもの権利の啓発	こどもから大人まで、幅広い年代に「こどもの権利」について理解してもらうために、啓発活動を実施します。	福祉課 教育委員会
人権教育の推進	学校や地域において人権教育を実施し、こどもたちの人権に対する意識の醸成に努めます。	総務課 福祉課 教育委員会

基本施策2 こども・若者の意見参画・反映

■取組内容

事業	内容	担当課
こども・若者の意見聴取の実施	アンケートやSNSでの記入など多様な方法を用いて、こども・若者が意見を言いやすく、参加しやすくなる機会や場づくりに努めます。 また、GDP（五ヶ瀬デザインプロジェクト）の提言やまちづくりワークショップ等をもとに、政策反映に向けた取組を検討します。	企画課 福祉課 教育委員会

基本施策3 児童虐待防止対策・相談体制の整備

■取組内容

事業	内容	担当課
虐待防止ネットワークの推進	必要に応じてケース会議を実施します。 今後も、関係機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。	福祉課
県北地区児童虐待防止連絡協議会の充実	県北地区児童虐待防止連絡協議会に参加し、情報共有を実施しています。 今後も、主任児童委員とともに協議会へ参加し、定期的な情報共有・発信に努めます。	福祉課
児童虐待の早期発見・早期対応の推進	関係機関との連携を図り、児童・生徒に関する情報の定期的な共有や早期発見・早期対応のための継続的な支援体制づくりに努めます。 今後は、こども家庭センターの設置と相談窓口の人材確保、専門員の配置に努めます。	福祉課 教育委員会
児童虐待等に関する相談体制の充実	児童虐待等に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら対応できる体制を整備します。また、必要に応じて個別のケース会議を実施します。 今後は、こども家庭センターの設置と相談窓口の人材確保、専門員の配置に努めます。また、町の関係機関との連携を強化し、相談体制の仕組みについて検討を行います。	福祉課 教育委員会

■基本目標1 評価指標

指標名	現状	目標
こどもの権利を「よく知っている」人の割合 ※中学生調査	10.8% (令和5年度)	15.0% (令和11年度)
こどもの意見を聴き取る場の設置	未設置 (令和5年度)	設置 (令和11年度)
虐待等に関する情報発信回数	0回 (令和5年度)	2回 (令和11年度)



基本目標2 こども・若者を地域で見守ろう

現状・課題

中学生調査とこども・若者調査の結果をみると、町内のこども・若者の居場所が十分ではないと感じる人が約3割いることから、こども・若者が安全に過ごすことができる居場所の整備が必要です。

施策の方向性

こども・若者が安全に、安心して遊べる場所と居場所の整備を進めます。また、防犯設備の整備や交通安全教育、情報モラルに関する教育等を実施し、危険な事件・事故の防止に努めます。さらに、こども・若者が悩みを抱え込むことがないよう、相談体制の整備や情報発信を行います。

基本施策1 こども・若者の居場所づくり

■取組内容

事業	内容	担当課
遊び場環境の整備	こども・若者の健全育成と遊び場の確保のため、公園等の遊び場の定期的な点検を実施します。また、町の自然や地形を活かした、こども・若者が楽しめる空間づくりや遊具等の設備整備を実施します。	企画課 福祉課 教育委員会
放課後子ども教室の実施	放課後や長期休暇時のこどもの安全・安心な居場所づくりとして、各小学校の児童を対象に、放課後子ども教室を実施します。	教育委員会
町立図書室の利用促進	居心地の良い空間づくりと多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。また、読書を通じた交流活動を実施します。	福祉課 教育委員会

基本施策2 こども・若者の安全を守る取組

■取組内容

事業	内容	担当課
道路環境の整備	保育所の散歩コース等について「散歩時の安全管理の取組」をもとに、散歩の経路や目的地における危険箇所の確認と情報共有を行います。学校においては、通学路点検を実施し、こどもの安全を確保します。 今後は、危険箇所等の対応が必要な箇所について、整備を進めるとともに、道路や周辺環境の工事及び予算確保に努めます。	総務課 福祉課 建設課 教育委員会
交通安全教育の充実	登校時に、見守り隊による定期的な見守りを行います。また、保育所・学校等での交通安全教室や交通安全協会による安全意識の啓発に努めます。さらに、各学校の集会等を活用し、交通安全指導を実施します。交通安全教室は毎年、県警察本部主催で実施していますが、今後は関係機関と連携して実施できる体制づくりに努めます。	総務課 福祉課 教育委員会
防犯設備の点検	通学路や公園等における防犯灯の設備点検を行います。また、各地域で防犯意識の醸成に努めます。	総務課 福祉課 教育委員会
防犯対策の充実	各学校の危機管理マニュアルや全国で発生した事件・事案等に基づき、各学校で防犯指導を行うとともに、防犯機器の配布を継続します。また、地域におけるこどもたちの見守り活動を周知します。	総務課 福祉課 教育委員会
こども連絡所等緊急避難所の促進	こども・若者の安全確保のため、各事業所等と連携し、緊急避難所やおたすけハウスの設置を進めるとともに、情報提供に努めます。また、役場庁舎もこども連絡所等緊急避難所としての役割を担います。	総務課 教育委員会
こども・若者の非行防止・健全育成	関係機関との連携により、こども・若者に関する情報共有や支援体制の構築を行います。また、学校が薬物乱用防止教室等を実施し、非行防止や健全育成に努めます。	福祉課 教育委員会
インターネット・SNS等の適切な利用に関する教育の充実	インターネット・SNS等を適切に用いることができるように、情報モラル等に関する研修や周知に努めます。	福祉課 教育委員会

基本施策3 情報発信・相談体制の充実

■取組内容

事業	内容	担当課
こども家庭センター事業	こども家庭センターを開設し、相談員による相談支援を行い、一人ひとりの状況にあわせた適切な支援へとつなぎます。	町民課 福祉課
こども・若者の相談窓口の周知	学校で実施する相談支援や関係機関と連携した相談支援の充実と周知に努めます。 また、こどもが相談しやすい環境づくりのため、電話やLINE、SNS等を用いた相談方法を検討します。	福祉課 教育委員会

■基本目標2 評価指標

指標名	現状	目標
放課後子ども教室の実施	4校 (令和6年度)	4校 (継続実施・令和11年度)
通学路点検の実施回数	1回/2年 (令和6年度)	1回/年 (令和11年度)
こども家庭センターの設置	未設置 (令和6年度)	設置 (令和8年度)
こどもの遊び場環境の整備	0か所 (令和6年度)	1か所 (令和11年度)
地域の人との関わりにおいて、「何でも悩みを相談できる人がいる」に対し、「そう思う」と答えた人の割合 ※こども・若者調査	20.3% (令和6年度)	25.0% (令和11年度)
五ヶ瀬町に住み続けたいもしくはいずれは戻りたい人の中で、その理由を「地域の人と良い関係を築いているから」と答えた人の割合 ※こども・若者調査	44.8% (令和6年度)	50.0% (令和11年度)



基本目標3 すべての子ども・若者の幸せな暮らしをつくろう

現状・課題

子ども・若者を取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、一人ひとりの希望や状態に応じた相談支援や適切な支援の提供のため、相談窓口の設置や専門員・相談委員の確保、支援の充実を図る必要があります。また、様々な状況にある子ども・若者に対する理解を地域全体で深めていくことが重要です。

施策の方向性

支援が必要な状況や困難な状況にある子ども・若者とその家庭の早期発見・早期対応のため、相談体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な支援の周知・給付に努めます。また、障がい児や外国にルーツのある子ども等、多様な背景を持つ子ども・若者に対する理解を深める取組や適切な支援を実施します。

基本施策1 支援が必要な子ども・若者とその家庭への支援

■取組内容

事業	内容	担当課
ひとり親家庭の相談体制の充実	関係機関と連携を図り、相談体制を構築します。 今後は、母子会等との連携を強化し、相談事業の利用希望の把握に努めます。	福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業の推進	ひとり親家庭医療費助成事業を実施し、医療における経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭の保護者に対し、就業相談や情報提供を行うとともに、就職に有利な資格や技能の習得の支援に努めます。 また、自立のために職業訓練に取り組むひとり親家庭の保護者に対して支給される給付金を周知します。	福祉課
準要保護児童・生徒就学援助	経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等、小・中学校でかかる費用の一部を援助します。	教育委員会
障がい児福祉サービス等の充実	子どもの健やかな成長のために、関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じたサービスの提供や補装具給付事業、療育相談を実施します。 今後も、個人の障がいや成長過程に応じたサービスを継続し、支援の充実を図ります。	町民課 福祉課 教育委員会
特別支援教育の充実	障がい等の特別な配慮を必要とする子どもに対して、適切な教育的支援を行います。 今後は、相談員等の確保に努めるとともに、保護者や子育てに関わる方の特別支援教育に対する理解を深める取組を実施します。	福祉課 教育委員会

第4章 取組内容

基本目標3 すべてのこども・若者の幸せな暮らしをつくろう

ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの早期把握・対応のため、関係機関との連携強化・情報共有に努めるとともに、適切な支援を行います。	町民課 福祉課 教育委員会
いじめや不登校への対策と支援	学校等と連携したいじめの未然防止対策を推進します。また、関係機関と連携し、相談支援の実施や適切な支援の提供に努めます。	町民課 福祉課 教育委員会
ひきこもり対策と支援	関係機関との連携を強化し、ひきこもりの実態の把握に努めるとともに、必要に応じて訪問支援等を行います。	町民課 福祉課 教育委員会
外国人のこどもへの支援	町内における外国人労働者の増加に伴い、日本語学習が必要な方への相談・支援体制の強化に努めます。 また、多文化共生に向けた交流や理解を深めるための取組等の実施に努めます。	企画課 福祉課 教育委員会
関係機関の連携強化	保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、情報共有や支援が必要なこども・若者とその家庭の早期発見・早期対応に取り組みます。	町民課 福祉課 教育委員会
各種相談窓口の周知	ひとり親家庭や複雑な課題を抱えているこども・若者の相談支援等の充実と周知を行います。	町民課 福祉課 教育委員会

基本施策2 困難な状況にあるこども・若者とその家庭への支援

■取組内容

事業	内容	担当課
経済的自立支援の充実	関係機関と連携を図り、福祉資金の貸し付け事業の周知を行います。 今後は、相談窓口の体制の充実や貸し付け事業の回収の長期化を検討します。	福祉課
生活困窮世帯への支援	関係機関と連携を図り、生活困窮に関する相談支援を実施します。また、社会福祉協議会の相談窓口やたすけあい資金等の周知を行い、必要な支援の提供に努めます。	福祉課
関係機関の連携強化	保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、情報共有及び支援が必要なこども・若者とその家庭の早期発見・早期対応に取り組みます。(再掲)	町民課 福祉課 教育委員会
各種相談窓口の周知	経済的支援や生活困窮に関する相談支援等の充実と周知に努めます。	町民課 福祉課 教育委員会

■基本目標3 評価指標

指標名	現状	目標
就労支援により、実際の就労につながった件数	1件 (令和5年度)	3件 (令和11年度)
各種相談窓口の相談件数	36件 (令和5年度)	36件 (令和11年度)
ゲートキーパー養成講座の実施回数	1回/年 (令和5年度)	1回/年 (継続実施・ 令和11年度)



基本目標4 誕生前から幼児期までの支援

現状・課題

妊娠時から出産後にかけての切れ目のない支援を通じて、母子の健康を維持することが重要です。また、保育・教育の質の向上のための取組を実施することが重要です。さらに、子育てや教育にかかる費用を負担に感じる保護者の割合が高くなっていることから、経済的費用軽減に向けた支援を継続する必要があります。

施策の方向性

妊娠時から出産後にかけての各種健診や相談事業等を通じて、母親の負担・不安軽減や母子の健康維持に努めます。また、五ヶ瀬教育グランドビジョンに基づき、乳幼児保育・教育の充実を図ります。さらに、各種手当の周知と適切な支給により、経済的な負担の軽減に努めます。加えて、親子で参加できる体験活動や地域交流の充実を図り、子育て世帯が暮らしやすい環境づくりを推進します。

基本施策1 母子の健康支援

■取組内容

事業	内容	担当課
母子手帳の交付	母子手帳交付時に保健師と栄養士で面談を行います。必要時には訪問等を行い、安心して出産が迎えられるように支援します。 また、母子手帳交付時に、希望者に対しては健康づくり推進委員活動や子育て支援センターに関する情報提供を行います。	町民課
妊婦健康診査等の推進	母子手帳交付時に妊娠検査や産後健診等の情報を含めた冊子を渡します。また、妊婦健康診査の助成をはじめ、妊婦健康診査時の交通費、妊婦歯科検診、産後健診、新生児聴覚検査等の費用を助成します。 今後は、1か月健診の公費負担を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	町民課
産後ケア事業	母子とその家族が健やかに成長し、安心して子育てができるよう、産後ケア事業による出産後の心身のケアや育児支援を実施します。	町民課
乳幼児健診の充実	新生児期から乳幼児期を通じたこどもの健康確保のため、4か月健診、7か月健診、12か月健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診および5歳児健診を実施します。 また、医療、保健、福祉等関係機関との連携を図ります。	町民課 福祉課

乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月以内のすべての乳児家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てに関する情報提供や相談に対する助言・援助を行います。 訪問の際には、子育て支援センターと同行訪問を実施し、センターの利用を促進します。	町民課 福祉課
成長に応じた切れ目のない支援の充実	母子手帳交付時から育児相談や各種健診を通じて、保健師等が乳幼児や妊産婦の健康の保持増進に向けた支援を行います。また、保育園手続き、療育等の相談や手続きを福祉課窓口にて実施しています。 今後は、こども家庭センターの設置と人材確保を行うとともに、保健部門と福祉部門の連携を強化します。	町民課 福祉課
育児学級の実施	こどもの健全な成長・発達のため、保護者に対して育児学級を実施します。新型コロナウイルス感染症の影響で個別に離乳食学級を実施していましたが、感染状況の落ち着きも踏まえ、今後は集合での離乳食学級の実施を再開します。	町民課
歯科保健事業の推進	生活習慣病に影響がある虫歯や歯周病を予防するため、1歳6か月、3歳6か月、5歳児を対象に歯科健診を実施します。また、フッ素塗布を2歳、2歳6か月、3歳、3歳6か月、4歳、4歳6か月、5歳児を対象に実施します。フッ素洗口は、保育所の年中から中学3年生まで実施します。 個別に受診する月齢では、フッ素塗布実施率が下がるため、健診の受診やフッ素塗布実施の周知を行います。	町民課 福祉課 教育委員会
予防接種の実施	感染症予防及び感染症による死亡を防ぐため、予防接種法に基づき、予防接種を実施します。また、対象者に対して個別通知・個別接種を実施し、受診しやすい体制づくりに努めます。	町民課

基本施策2 乳幼児の健康支援

■取組内容

事業	内容	担当課
こども医療費助成事業の推進	こどもの病気の重症化を予防し、健やかな成長を支援するため、0歳から中学3年生までの医療費を無償化しています。	福祉課
成長に応じた切れ目のない支援の充実	母子手帳交付時から育児相談や各種健診を通じて、保健師等が乳幼児や妊産婦の健康の保持増進に向けた支援を行います。また、保育園手続き、療育等の相談や手続きを福祉課窓口にて実施しています。 今後は、こども家庭センターの設置と人材確保を行うとともに、保健部門と福祉部門の連携を強化します。(再掲)	町民課 福祉課
乳幼児健診の充実	新生児期から乳幼児期を通じたこどもの健康確保のため、4か月健診、7か月健診、12か月健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診および5歳児健診を実施します。 また、医療、保健、福祉等関係機関との連携を図ります。 (再掲)	町民課 福祉課
歯科保健事業の推進	生活習慣病に影響がある虫歯や歯周病を予防するため、1歳6か月、3歳6か月、5歳児を対象に歯科健診を実施します。また、フッ素塗布を2歳、2歳6か月、3歳、3歳6か月、4歳、4歳6か月、5歳児を対象に実施します。フッ素洗口は、保育所の年中から中学3年生まで実施します。 個別に受診する月齢では、フッ素塗布実施率が下がるため、健診の受診やフッ素塗布実施の周知を行います。 (再掲)	町民課 福祉課 教育委員会
予防接種の実施	感染症予防及び感染症による死亡を防ぐため、予防接種法に基づき、予防接種を実施します。また、対象者に対して個別通知・個別接種を実施し、受診しやすい体制づくりに努めます。 (再掲)	町民課

基本施策3 乳幼児保育・教育の充実

■取組内容

事業	内容	担当課
幼児教育・保育の質の向上	保育者の専門性の向上を図るため、町内の保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。また、幼児教育の質の向上のため、定期的な職員研修を実施します。さらに、学校等職員の連携を検討し、身近な環境での幼児教育の推進に努めます。	福祉課 教育委員会
五ヶ瀬教育グランドビジョンの推進	五ヶ瀬教育グランドビジョンを推進し、保育所との連携や非認知能力（コミュニケーション力、忍耐力、表現力等）の育成を強化し、指導を行います。 今後は、関係部署との連携により、実施内容の共通理解を図ります。	教育委員会
保育所・小学校連携運動教室の実施	こどもたちの体力向上と保育所との情報交換を図るため、学校の教職員が保育所と連携して体育的活動を行い、五ヶ瀬教育グランドビジョンの共通する取組（具体的には、五ヶ瀬A.Sカリキュラム）を推進します。	福祉課 教育委員会
読み聞かせの実施	絵本の読み聞かせグループ「つくしんぼ文庫」による保育所・小学校での読み聞かせや子育て支援センター・図書室でイベントを実施します。また、ブックスタート受け渡し時に、子育て支援センタースタッフが読み聞かせを行います。 小学校の読み聞かせでは、幼児童話等への興味関心が高まるようブックトークを実施します。	福祉課 教育委員会

基本施策4 子育て支援サービスの確保・充実

■取組内容

事業	内容	担当課
出産おめでとう祝い金の支給の実施	町の未来を担うこどもの誕生を祝福するとともに、こどもの健全育成を図るため、出産おめでとう祝い金を支給します。	福祉課
ブックスタート・ウッドスタート事業	親子の絆づくりを支援するとともに、こどもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるまちづくりを目的とし、生後4か月を迎えたこどもに絵本、生後7か月を迎えたこどもに木製品を贈呈します。 今後は、受け取る保護者の意見を参考にしながら、贈呈する製品について再検討を進めます。	福祉課
各種手当に関する周知	出生・転入時に児童手当等の各種手当に関する周知を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。 今後は、利用者が必要な時に、すぐに情報がわかる仕組みづくりを検討します。	福祉課
情報提供の充実	子育てガイドブックや広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、子育て支援サービスの情報を発信します。また、子育て支援センターのイベント情報について、ホームページとLINEで周知します。 今後は、子育て世帯の状況に合わせて、発信する情報の見直しを行うとともに、各種手続きの簡略化等を検討します。また、子育てガイドブック「えがお」のQRコードの発行と周知を実施します。	福祉課
相談体制の充実	育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場や乳児家庭全戸訪問、子育て支援センター等を通じて、保護者への相談支援や保健指導を実施します。 今後は、こども家庭センターの設置と人材確保を行い、相談業務の統一を図ります。また、保健部門と児童福祉部門の連携を取りながら、保護者への支援に取り組みます。	町民課 福祉課 教育委員会
子育て支援等ネットワークの推進	子ども・子育て会議の開催により、関係機関との情報共有や意見交換の定期的な実施、ネットワークの形成を図ります。	町民課 福祉課 教育委員会
成長に応じた切れ目のない支援の充実	母子手帳交付から育児相談や乳幼児健診を通して、保健師等が乳幼児や妊産婦の健康の保持増進のため、必要に応じて適切な支援を行います。また、保育園手続き、療育等の相談や手続きも福祉課窓口で継続して実施します。 今後は、こども家庭センターを設置し、切れ目のない継続した支援体制の充実を図ります。	町民課 福祉課 教育委員会
食に関する体験活動の充実	乳幼児健診時の栄養相談、保育所や子育て支援センターと連携した食事やおやつ作り、芋掘り、野菜植え等の体験活動を実施します。また、田植えやしいたけ栽培などの体験活動や季節の行事に合わせて、おもちゃつき、特産品のお茶などについて学ぶ機会を設けます。	町民課 福祉課 教育委員会

フリーマーケットの開催	子育て支援センターを中心に、フリーマーケットを開催します。子育て家庭のみならず、地域住民にも子育て支援に関心をもってもらうため、情報提供に努めます。	福祉課
世代間交流の推進	子育て支援センターから地域の施設に訪問する「おじゃまします」を実施し、異年齢児や地域の方、高齢者との交流機会を設けます。今後は、保育所、学校、福祉施設等へのイベントプログラムの提供を図ります。	福祉課
子育てバリアフリーの推進	子育て世帯が安心して利用できる多目的トイレ等の整備を、関係機関や町内事業所、観光施設等と連携を図り、町内施設のバリアフリー化を推進します。また、既存施設についても、可能な限り改修等を検討し、バリアフリー化に努めます。	福祉課

■基本目標4 評価指標

指標名	現状	目標
育児学級の実施回数	0回 (令和5年度)	2回 (令和11年度)
フッ素塗布実施率	61.3% (令和5年度)	65.0% (令和11年度)
子育て支援センターの利用人数	1,491人 (令和5年度)	1,500人 (令和11年度)
幼児教育アドバイザー等による研修	0回 (令和5年度)	1回 (令和11年度)



基本目標5 小中学生への支援

現状・課題

質の高い教育の提供により、児童・生徒の学力の向上に努めていく必要があります。また、家庭教育講座や学校での保健指導等を通じて、健康維持のための正しい知識を身に付けることが重要です。さらに、各種健診や相談により心身の健康状態を把握し、必要に応じて適切な支援を提供する必要があります。

施策の方向性

五ヶ瀬教育グランドビジョンを推進し、学力向上に向けた質の高い学習の提供や豊かな自然環境の中での様々な体験活動を通じて、児童・生徒が健やかに成長するための支援を進めます。また、各種健診を通じて健康状態を把握し、健康な生活を送るための栄養・衛生指導を行います。さらに、相談窓口等の充実を図り、児童・生徒の心のケアに努めます。

基本施策1 充実した教育の推進・学習支援

■取組内容

事業	内容	担当課
五ヶ瀬A.Sカリキュラムの推進※	五ヶ瀬教育グランドビジョンを推進し、保育所との連携や非認知能力（コミュニケーション力、忍耐力、表現力等）の育成を強化し、指導します。また、教員一人ひとりがやりがいと充実感を持ち業務ができるよう、教員に対する支援体制の充実を図ります。 今後は、関係部署と実施内容の共通理解を図ります。	教育委員会
資質・能力の育成に向けた取組の推進	児童・生徒の学力向上に取り組むとともに、資質・能力の育成に向けた取組を推進します。また、夏季休業中及び冬季休業中に町内教職員を対象に研修会を実施し、教員の授業力向上に取り組めます。	教育委員会
G授業の推進	地域のひと・もの・ことを活用した豊かな体験活動を核とし、特色ある教育を展開します。また、児童・生徒の実態や地域の実情に応じた指導を行います。 今後は、児童・生徒数の減少による学校適正規模を踏まえ、実施方法の検討を進めます。	教育委員会

※ 「保育所から小学校への架け橋」

保育所年長（A：小学校へのアプローチ期）から小学校入学（S：小学校のスタート期）の接続を円滑にするため、保育所2園と小学校4校が協力し、子どもの発達や学びをつなぐ1つの保育・教育課程（A.Sカリキュラム）のこと。

インクルーシブ教育の推進	児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、多様な学びの場の整備・充実に向けて、インクルーシブ教育システムの実現のための取組を進めます。	教育委員会
乳幼児とのふれあい体験の実施	保育所での職場体験を実施し、中学生が乳幼児とふれあい機会を設けます。 今後も、学校の授業や行事等を活用し、乳幼児とのふれあい機会の充実を図ります。	福祉課 教育委員会
個に応じた指導の充実	町雇用の臨時的任用講師を配置し、一人ひとりに応じた指導・教育活動の充実に努めます。	教育委員会
「今後の小学校のあり方」についての検討	児童数減少等に伴う複式学級の増加を踏まえ、今後の小学校の在り方について検討します。	教育委員会
読み聞かせの実施	絵本の読み聞かせグループ「つくしんぼ文庫」による保育所・小学校での読み聞かせや子育て支援センター・図書室でイベントを実施します。また、ブックスタート受け渡し時に、子育て支援センタースタッフが読み聞かせを行います。 小学校の読み聞かせでは、幼児童話等への興味関心が広がるようブックトークを実施します。 (再掲)	福祉課 教育委員会

基本施策2 心身の健康保持・相談体制の整備

■取組内容

事業	内容	担当課
こども医療費助成事業の推進	こどもの病気の重症化を予防し、健やかな成長を支援するため、0歳から中学3年生までの医療費を無償化しています。 (再掲)	福祉課
歯科保健事業の推進	生活習慣病に影響がある虫歯や歯周病を予防するため、1歳6か月、3歳6か月、5歳児を対象に歯科健診を実施します。 フッ素塗布を2歳、2歳6か月、3歳、3歳6か月、4歳、4歳6か月、5歳児を対象に実施します。フッ素洗口は、保育所の年中から中学3年生まで実施します。	町民課 福祉課 教育委員会
予防接種の実施	感染症予防及び感染症による死亡を防ぐため、予防接種法に基づき、予防接種を実施します。また、対象者に対して個別通知・個別接種を実施し、受診しやすい体制づくりに努めます。 (再掲)	町民課
家庭教育講座の実施	就学時健診を活用して、保護者向けに睡眠やフッ化物洗口等について講座を実施するとともに、保健師による相談会を実施します。 今後は、就学時健診に限らず、広報やSNS等を利用して広く情報発信に努めます。	町民課 教育委員会
五ヶ瀬町家庭教育五ヶ条の推進	早寝・早起き・朝大豆をキャッチフレーズに、元気なあいさつ・質の良い睡眠・家族のふれあい・食育・ノーメディアを柱として、現在、そして将来の五ヶ瀬を支える人材の育成を推進します。 今後は、学校保育・教育と家庭教育、地域の連携を図ります。	町民課 福祉課 教育委員会

こころの相談	学校において、関係機関と連携しながら相談支援を実施し、児童・生徒の心のケアに努めるとともに、必要な支援へつなぎます。	町民課 福祉課 教育委員会
各種相談窓口の周知	関係機関での相談支援の周知に努めます。 また、こどもが相談しやすい環境づくりのため、電話やLINE、SNS等を用いた相談方法を検討します。	町民課 福祉課 教育委員会

■基本目標5 評価指標

指標名	現状	目標
12歳児乳歯及び永久歯のむし歯有病率	48.4% (令和4年度)	33.6% (令和11年度)
14歳児永久歯のむし歯有病率	52.9% (令和4年度)	39.6% (令和11年度)
「全国学力・学習状況調査」における全国平均値との比較	小学6年生 -9点 (令和5年度)	小学6年生 +10点 (令和11年度)
	中学3年生 -1点 (令和5年度)	中学3年生 +30点 (令和11年度)
家庭教育講座の実施回数	1回 (令和5年度)	2回 (令和11年度)



基本目標6 高校生・若者への支援

現状・課題

こども・若者調査から、進学や就職といった将来に対する支援や結婚・妊娠といった次世代の親となるための支援が求められています。また、若者世代に町内に住み続けてもらうための住宅や働き先の確保が求められています。

施策の方向性

高等教育を受けるための経済的な支援や就職・雇用に関する支援を実施し、若者が希望する進路の実現を支えます。また、相談支援等を通じて精神的な負担の軽減に努めるとともに、必要に応じて適切な支援へつなげます。さらに、住宅環境の整備や親として子育てをするための支援等の充実を図り、こども・若者が住み続けやすい地域づくりを進めます。

基本施策1 高等教育の充実

■取組内容

事業	内容	担当課
就学援助の実施	就学援助を受けている家庭に対し、高校入学時に必要な費用の一部補助として給付を実施します。 今後は、就学援助事業の周知に努めます。	教育委員会
奨学金貸与の実施	大学進学する方のうち保護者が五ヶ瀬町在住の方に対し、大学進学時に奨学金の無利子貸与を実施します。 今後は、貸与事業の周知に努めます。	教育委員会

基本施策2 就労支援

■取組内容

事業	内容	担当課
雇用先の情報提供の充実	町内及び近隣市町村、県内の企業と連携し、求人等の情報提供に努めます。	企画課 福祉課
新規就農者支援	新規就農者に対し、経営に伴う資金、機械・施設等の導入に伴う補助金を交付します。	農林課
農林業支援	農林業をするための生産資材補助、その他資材等に係る費用等の補助を実施します。	農林課
新規開業等の支援	店舗を新築または空き店舗・空き家を購入、もしくは賃貸して開業する人の中で、条件を満たしている人に対し、補助金を交付します。	企画課

基本施策3 心身の健康保持・相談体制の整備

■取組内容

事業	内容	担当課
若者の相談窓口の周知	心身の相談や進学・就労等に関する相談支援の充実と周知に努めます。 また、電話やLINE、SNS等、若者が相談しやすい環境づくりのため、相談方法・手段の検討を行います。	企画課 福祉課 農林課

基本施策4 若者の将来を支える支援

■取組内容

事業	内容	担当課
結婚や子どもを持つこと等に関する意識啓発	若者の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえ、県と連携して啓発活動等を実施し、出逢いや結婚、子どもを持つこと等を社会全体で応援する機運を醸成します。	企画課
出逢いの機会の創出	出逢いの場づくり応援補助金の給付や婚活イベント参加費を助成します。 みやざき結婚サポートセンターの入会登録料について、助成金を交付します。	企画課
結婚に伴う経済的支援	新婚世帯を対象として、婚姻に伴う新生活の経済的支援を行います。	企画課
職場における子育て意識の啓発	労働時間や就労形態等に関する制度の周知啓発のため、広報誌を活用して、子育て世代へ配慮した職場環境に関する情報を発信し、事業所の子育てに関する理解促進や育児休業が取得しやすい環境づくりに努めます。	企画課 福祉課
男女の協力による子育ての推進	男女共同参画社会の実現に向けて、広報誌等を活用し、家庭的責任を男女がともに担うことができるよう、周知啓発に努めます。また、子育て支援センターや保育所等と連携して、子育てセミナー等を開催します。	総務課 福祉課
住宅環境の充実	公共賃貸住宅においては、小さな子どもがいる世帯や多子世帯を優先世帯として、入居者選考を行います。また、持ち家及び借家を含めた住宅確保に関する情報提供や空き家バンクを活用した住宅確保に努めます。	総務課 企画課

■基本目標6 評価指標

指標名	現状	目標
認定新規就農者数	0人 (令和5年度)	1人 (令和11年度)
林業事業体の雇用者数	32人 (令和5年度)	33人 (令和11年度)
起業、開業等支援件数	0件 (令和5年度)	2件 (令和11年度)
子育て世代の移住・定住世帯数	2世帯 (令和5年度)	2世帯 (継続実施・ 令和11年度)
空き家改修戸数(うち子育て世代)	0戸 (令和5年度)	2戸 (令和11年度)
広報誌による男女共同参画に関する周知啓発の回数	0回 (令和5年度)	2回 (令和11年度)



第5章 事業計画

1. 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況を踏まえ、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町では、町内のこどもの数や施設の整備状況を踏まえ、町内全域を1つの「教育・保育提供区域」として設定します。

(2) 児童の将来人口推計

<11歳以下各歳人口の推計>

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	12	11	11	11	10
1歳	15	14	13	14	13
2歳	19	15	14	13	13
3歳	11	20	16	15	14
4歳	20	11	19	15	14
5歳	11	19	11	18	14
6歳	19	11	18	10	17
7歳	17	20	11	19	10
8歳	18	16	18	10	17
9歳	21	16	15	17	9
10歳	21	20	15	14	15
11歳	18	21	19	15	13
合計	202	194	180	171	159

資料：住民基本台帳（コーホート変化率法を用いて算出）

2. 子ども子育て支援給付

(1) 施設型給付

本町では、公立保育所2園で保育等を実施しています。

事業名	内容	担当課
保育所	保育所において、保護者の仕事や病気等の理由により、家庭での保育ができない子どもを保護者にかわって教育・保育を行う事業です。	福祉課
認定こども園	保育所・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないに関わらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供等の支援を行う事業です。	福祉課

(2) 地域型保育給付

本町では、現在実施がありません。

事業名	内容	担当課
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。	福祉課
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。	福祉課
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。	福祉課
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業です。	福祉課

(3) 地域子ども・子育て支援事業等の実施状況

No.	事業名	実施状況	今後の実施予定
1	利用者支援事業	○	○
2	地域子育て支援拠点事業	○	○
3	妊婦健康診査	○	○
4	乳児家庭全戸訪問事業	○	○
5	養育支援訪問事業	—	—
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	—	—
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	—	—
8	一時預かり事業	○	○
9	延長保育事業	○	○
10	病児・病後児保育事業	—	—
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	—	—
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	—
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	—
14	産後ケア事業【新規】	○	○
15	子育て世帯訪問支援事業【新規】	—	—
16	児童育成支援拠点事業【新規】	—	—
17	親子関係形成支援事業【新規】	—	—
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	—	○
19	妊婦等包括相談支援事業【新規】	—	○

※本町では、放課後児童クラブは未設置ですが、放課後こども教室を実施しています。

3. 教育・保育事業の見込み・確保方策

(1) 教育・保育事業

		令和7年度				
		1号	2号	3号		
			3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		0	39	3	12	18
確保方策	特定教育・保育施設	0	88	11	29	27
	保育所		88	11	29	27
	幼稚園	0				
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業			0	0	0
確保状況		0	49	8	17	9

		令和8年度				
		1号	2号	3号		
			3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		0	46	2	12	14
確保方策	特定教育・保育施設	0	88	11	29	27
	保育所		88	11	29	27
	幼稚園	0				
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業			0	0	0
確保状況		0	42	9	17	13

第5章 事業計画

3. 教育・保育事業の見込み・確保方策

		令和9年度				
		1号	2号	3号		
			3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		0	42	2	11	13
確保方策	特定教育・保育施設	0	88	11	29	27
	保育所		88	11	29	27
	幼稚園	0				
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業			0	0	0
確保状況		0	46	9	18	14

		令和10年度				
		1号	2号	3号		
			3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		0	44	2	12	12
確保方策	特定教育・保育施設	0	88	11	29	27
	保育所		88	11	29	27
	幼稚園	0				
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業			0	0	0
確保状況		0	44	9	17	15

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
			3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		0	39	2	11	12
確保方策	特定教育・保育施設	0	88	11	29	27
	保育所		88	11	29	27
	幼稚園	0				
	認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業			0	0	0
確保状況		0	49	9	18	15

【提供体制・確保方策の考え方】

施設	施設数	定員（合計）
公立保育所	2園	155人

1号認定の見込み量については町内に幼稚園・認定こども園がないため、近隣で確保します。その他の2号認定及び3号認定の見込み量については、公立保育所2園（定員155人）の体制で実施します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者または妊娠中の方が、保育園や認定こども園等での保育や教育等、地域の子育て支援事業の中から適切なものを選び、円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所において、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供を実施し、子育ての不安を緩和するとともに、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,400	1,217	1,156	1,156	1,095
確保方策	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
確保方策 【か所】	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進、安心して出産できる体制づくりのため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	15	15	14	14
確保方策	16	15	15	14	14

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

地域の中でこどもが健やかに育つことができるよう、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	11	11	11	10
確保方策	12	11	11	11	10

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行い、養育に関する相談等を行う事業です。

本町では、事業としての実施はありませんが、必要に応じて保健師が訪問を行います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気や疲労、仕事等の理由により家庭において養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で一時的にこどもを預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、事業としての実施はありません。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

こどもの預かりを希望する人（依頼会員）とこどもを預かることができる人（協力会員）とを会員として組織し、相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

本町では、事業としての実施はありません。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	25	23	24	22
確保方策	24	25	23	24	22

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態等に応じた延長保育ニーズに対応するため、通常の保育所の利用時間を超えて、保育を実施する事業です。本町では全園で実施しています。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	13	12	12	11
確保方策	12	13	12	12	11

(10) 病児・病後児保育事業

保護者の就労状況等により、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、一時的に保育等を実施する事業です。

本町では、事業としての実施はありません。

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇等に、小学校の教室や保育施設等を利用して、児童の健全育成を図る事業です。

本町では、今後も現状の体制を維持し、放課後子ども教室で対応します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童クラブ見込み量	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

【参考：放課後子ども教室】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室見込み量		105	97	89	78	75
量の見込み	1年生	19	11	18	10	17
	2年生	16	19	10	18	9
	3年生	17	15	17	9	16
	4年生	18	14	13	15	8
	5年生	18	18	13	12	13
	6年生	17	20	18	14	12
確保方策		105	97	89	78	75

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後は、事業の対象となる人数や効果等を勘案しながら、事業の実施について検討を進めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

今後は、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等を勘案しながら、事業の実施について検討を進めます。

(14) 産後ケア事業【新規】

出産後の母子の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように支援する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17	16	16	16	15
確保方策	17	16	16	16	15

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施する事業です。

本町では、事業としての実施はありませんが、今後の実施体制について、ニーズ等を踏まえ整備を検討します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

本町では、事業としての実施はありませんが、今後の実施体制について、ニーズ等を踏まえ整備を検討します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(17) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供や相談支援を実施するとともに、保護者同士の情報共有の場づくり等の支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町では、事業としての実施はありませんが、今後の実施体制について、ニーズ等を踏まえ整備を検討します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わらず、保育所において一時的な預かりを実施する事業です。

単位：必要定員数（保育士）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1
1歳児	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1
2歳児	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1

(19) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	45	45	42	42
確保方策	48	45	45	42	42

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 家庭の役割

家庭はこどもの基本的な生活習慣の確立や人格形成にとって、重要な役割を果たします。規則正しい生活やバランスの取れた食事、適度な遊びや運動を通じてこどもが健やかに育つよう努めるとともに、こどもが安心を感じ、自分らしく過ごすことができる環境をつくることが重要です。

(2) 地域の役割

こども・若者は地域との関わりの中で社会性を身に付け、成長していきます。こども・若者の非行防止対策や安全を守る取組を推進し、すべてのこども・若者が地域の中で豊かに育つことができるよう支援を実施します。

また、こども・若者や子育て家庭の孤立を防ぐため、地域全体で子育て家庭を見守り、交流機会等を通じて、積極的に関わっていくことが重要です。

(3) 企業・職場の役割

働いているすべての人々が仕事と家庭の時間の調和を図ることができる、柔軟な職場環境づくりのため、子育て世帯が育児に取り組む時間を確保する必要があります。職場内における男女共同参画の意識醸成に努め、従業員が育児休暇等の様々な制度を利用しやすい職場づくりを推進していくことが重要です。

(4) 行政の役割

子育て施策推進のため、国・県及び近隣市町村の関係機関、町内の保育・教育、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化します。

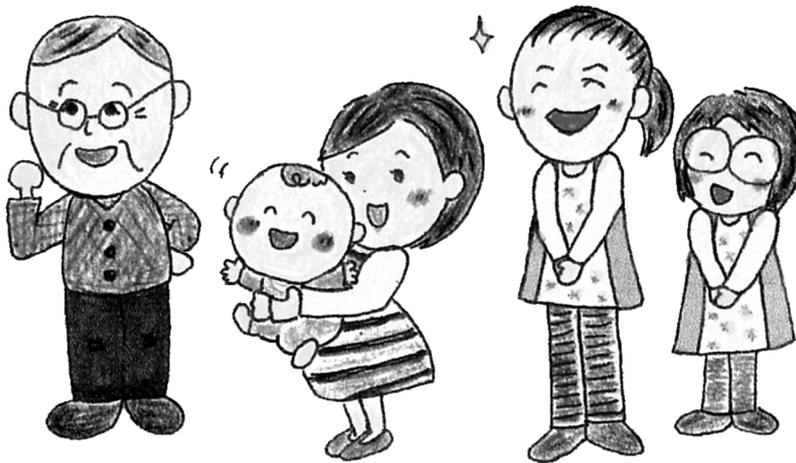
また、今後はこども・若者の意見の聴取等も踏まえ、すべての町民が幸せに暮らすことができるよう計画の推進に努めます。

2. 進捗管理

本町では、「五ヶ瀬町子ども・子育て会議」において、各年度における「こども計画」に基づく施策の実施状況や費用の使途実績について点検・評価を行い、結果を公表します。

また、事業計画においては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行います。

あわせて、必要に応じて計画期間の中間年（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。



資料編

1. 五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例

五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 24 日五ヶ瀬町条例第 19 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、五ヶ瀬町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、答申又は意見を述べることができる。

- (1) 五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要であると認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 五ヶ瀬町子ども・子育て会議委員名簿

※敬称略

	所属	職名	氏名
1	議会文教福祉常任委員会	委員長	太田 保義
2	公民館連絡協議会	会長	長田 豊明
3	民生委員児童委員協議会	女性部長	鈴木 祥子
4	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	後藤 長子
5	子育て支援センター	職員	戸高 和代
6	放課後子ども教室	代表	杉田 英治
7	青年団連絡協議会	会長	後藤 恵
8	校長会	会長	宮本 一郎
9	P T A連絡協議会	会長	後藤 博文
10	五ヶ瀬中央保育所保護者会	会長	佐藤 寿哉
11	鞍岡保育所保護者会	会長	森岡 一郎
12	五ヶ瀬中央保育所	所長	森田 直美
13	鞍岡保育所	所長	成松佳代子
14	教育委員会	教育次長	菊池光一郎
15	町民課保健衛生係	係長	甲斐 裕子

事務局

16	福祉課	課長	山中 信義
17	福祉課保育所係	係長	秋岡 由紀
18	福祉課保育所係	主査	佐藤真由美

3. 策定経過

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和6年3月21日～ 4月24日	アンケート調査（就学前・就学児童保護者、中学生）	・アンケート調査の実施
令和6年7月25日～ 8月22日	関係団体ヒアリング調査	・ヒアリング調査の実施
令和6年8月6日～ 9月3日	アンケート調査（こども・若者）	・アンケート調査の実施
令和6年10月23日	第1回子ども・子育て支援会議	・アンケート調査結果について ・こども計画骨子案について
令和7年1月21日	第2回子ども・子育て支援会議	・こども計画素案について
令和7年2月3日～ 2月14日	パブリックコメント	・こども計画（案）について
令和7年2月27日	第3回子ども・子育て支援会議	・こども計画（案）について

五ヶ瀬町こども計画

【発行年月】 令和7年3月

【発行】 宮崎県五ヶ瀬町

【編集】 五ヶ瀬町役場 福祉課

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地

TEL:0982-82-1702 FAX:0982-82-1723

